

宇城市人権同和教育・啓発基本計画



2021 年3月

宇城市

改定にあたって

宇城市では、人権問題解決のため、2013年に第1次宇城市人権同和教育・啓発基本計画を策定し、豊野町コミュニティーセンターを情報発信拠点と位置づけ、各種の事業を推進してきました。課題は残るものの、市民の皆様のご理解、ご協力もあり、大きな成果を得ることができました。

しかし、今日までの10年間に社会は大きく様変わりをし、今も変化し続けております。この急速な社会変化は、市民の人権意識にも大きく影響していると考えられます。

国際社会においては、「国連憲章」と「世界人権宣言」を基として、各分野で施策が行われてきましたが、近年の新たな施策として、2015年に各国が共通に目指す「持続可能な社会実現のための目標(SDGs)」が国連総会で採択されました。これは達成すべき17の目標で構成され、すべてが人権と深くかかわりを持ち、人権問題の解決は、環境問題、平和問題の解決と並ぶ大きな課題としています。

国内では、従来の施策に加え、2016年に差別を解消することを目的に、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」(略称)の3つの法律が施行され、熊本県でも、2020年6月に「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されています。

本市でも、国や熊本県の制度改正を踏まえ、2020年9月に既存条例を改正し、「宇城市部落差別等をなくし人権を擁護する条例」を施行しております。

今回の第2次基本計画策定にあたっては、市民の皆様の意見を取り入れるため、2019年度に市民意識調査を実施し、人権意識の変化や要望の把握に努めました。

今後の事業推進においては、人権問題は日常に出会う身近な課題として部落問題の解消をその柱に置き、効果的な事業推進に努め、市民憲章で掲げる「お互いを思いやり、一人ひとりが豊かに暮らせる人権のまちづくり」を、市民の皆様と共に進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました宇城市人権教育推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご指導をいただきました関係団体や、意識調査に協力いただきました市民の皆様に対しまして、厚く御礼申し上げますとともに、引き続きご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2021年3月

宇城市長
宇田憲史

《 目 次 》

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の意義	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間.....	3
5 人権同和教育・啓発に関する取り組みの状況	4
6 人権同和教育・人権啓発の定義	7
第2章 宇城市の人権を取り巻く現状・課題	8
1 人権全般について	9
2 部落差別問題について.....	12
3 女性の人権について.....	14
4 子どもの人権について.....	16
5 高齢者の人権について.....	18
6 障がいのある人の人権について.....	20
7 水俣病をめぐる人権について	22
8 ハンセン病回復者の人権について	24
9 HIV感染症・難病等をめぐる人権について.....	26
10 外国人の人権について.....	28
11 犯罪被害者等の人権について	30
12 インターネットによる人権侵害について	32
13 さまざまな人権問題について	34
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 人権同和教育・啓発の目標.....	39
2 大切にしたい視点	39
第4章 人権同和教育・啓発の取り組み	40
1 取り組みの体系	41
2 重点的な取り組み	42
3 人権同和教育の推進.....	43
4 啓発の推進.....	44
5 人権に関わりの深い職業等に従事する人への取り組み	45
6 課題別施策の推進.....	46

第5章 人権同和教育・啓発に関する推進体制	52
1 市の推進体制.....	53
2 国・県・関係団体との連携	53
3 計画の進捗管理	53
 資 料 編	 54
1 世界人権宣言.....	55
2 日本国憲法(抄)	59
3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	63
4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	65
5 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	71
6 部落差別の解消の推進に関する法律	73
7 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例	74
8 宇城市部落差別等をなくし人権を擁護する条例	76
9 宇城市民憲章	77
10 宇城市人権教育推進協議会条例	78
11 宇城市人権教育推進協議会委員名簿	79

第 **1** 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、人権に関する国内諸制度の整備や人権に関する国際条約への加入など、これまで人権に関する諸施策が講じられてきました。

日本国憲法第14条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とうたわれているものの、今日においても依然として家庭・学校・地域社会・職場など、社会生活のさまざまな局面において不当な差別や人権侵害が存在しています。また、国際化・情報化・高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな問題も生じてきています。

人権部落差別問題をめぐる状況は、インターネットの普及もあり、今後ますます複雑化・多様化することが予想され、市民一人ひとりの努力によって、人権が尊重される社会をつくっていくことが重要です。

そのため、本市における人権同和教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを推進するための「宇城市人権同和教育・啓発基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定します。

2 計画策定の意義

基本計画の策定には、次のような意義があります。

① 人権をめぐる現状を明らかにすること

人権同和教育・啓発を進める上で、行政、学校、企業・民間団体及び市民一人ひとりが共通の認識を持つ必要があるため、本市における人権をめぐる現状について明らかにします。

② 人権同和教育・啓発の取り組みの方向を示すこと

人権同和教育・啓発は、さまざまな問題の解決に向けて総合的かつ計画的に取り組む必要があるため、市としてどのような内容に、どのようにして取り組むのか、という取り組みの基本的な方向を示します。

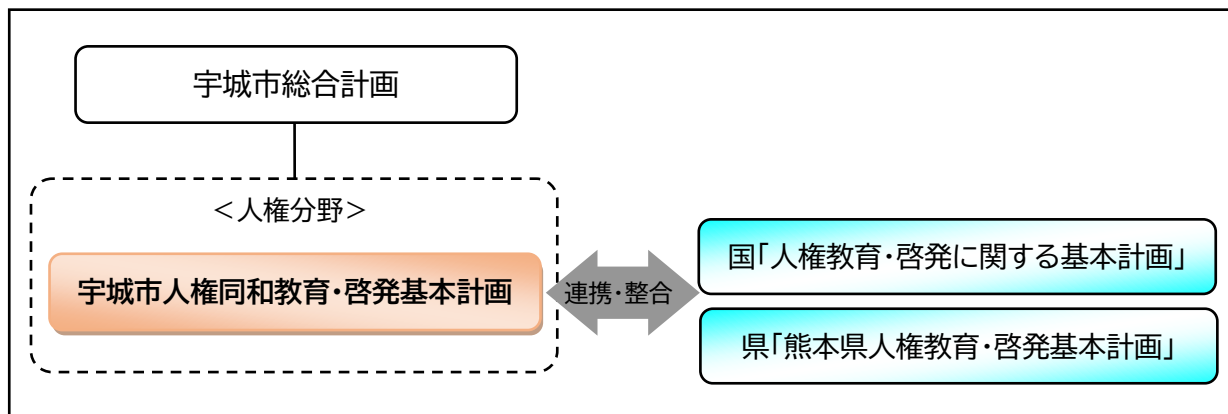
③ 行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などに期待される役割を明らかにすること

人権同和教育・啓発は、行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などそれぞれが主体となって、あらゆる場、あらゆる機会をとらえて推進する必要があります。このため、相互に連携を図りながら人権同和教育・啓発に取り組んでいくことをめざし、各主体に期待される役割を示します。

3 計画の位置づけ

基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下、「人権教育・啓発推進法」という。)に基づく、本市の人権施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、人権同和教育・啓発の現状・課題を踏まえた、今後取り組むべき基本的な方向性を示すものです。

基本計画の策定にあたっては、市の最上位計画である宇城市総合計画をはじめ、他の関連計画及び国・熊本県の関連計画との整合を図ります。



4 計画の期間

基本計画の期間は、2021年度から2030年度までの10か年とします。ただし、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 人権同和教育・啓発に関する取り組みの状況

(1) 国際的な取り組み

1948 年、第3回国連総会において人権及び自由を尊重し確保するために、第二次世界大戦の反省から、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言^{※1}」が採択されました。この世界人権宣言に基づき、「国際人権規約」「難民の地位に関する条約」「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」など、さまざまな人権に関する条約が締結されています。

また、1993 年には世界人権宣言 45 周年として、人権教育の重要性を強調した「ウィーン宣言及び行動計画^{※2}」が採択され、これを受けて、1995 年から 2004 年の 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが国連決議されました。さらに、2005 年からは「人権教育のための世界プログラム^{※3}」や「国連持続可能な開発のための教育の 10 年^{※4}」が開始されています。

2015 年 9 月には国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて、持続可能な開発目標(SDGs)が掲げられました。これは 2030 年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。SDGs は発展途上国のみならず、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



【用語解説】

※1 世界人権宣言

1948 年、第3回国連総会で採択。人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。この宣言の後に国際連合で結ばれた人権条約の基礎となっており、世界の人権に関する規律の中で最も基本的な意義を有する。

※2 ウィーン宣言及び行動計画

1993 年、ウィーンの第2回世界人権会議で採択。世界のあらゆる人権侵害に対処するための国際人権法や国際人道法に関する原則や国際連合の役割、すべての国々に対する要求を総括した宣言及び行動計画。

※3 人権教育のための世界プログラム

「人権教育のための国連 10 年」のフォローアップを目的として国連総会によって決められた計画で、その第 1 段階(2005～2007 年)の 3 年間は、初等・中等教育における人権教育普及に重点をおき事業が進められた。2005 年1月1日からの 10 年間を計画期間とする。

※4 国連持続可能な開発のための教育の 10 年

「持続可能な開発」とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような社会づくりのことであり、その取り組みにあたっては、性・人種による差別の克服等への配慮が必要とされている。その「持続可能な開発」の実現のために必要な教育への取り組みを推進するための国連によるキャンペーンのことで、2005 年から 2014 年を期間としている。

(2)国・県における取り組み

わが国では日本国憲法のもとで、「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約に加入し、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みが進められてきました。

1965 年に出された同和対策審議会答申^{※5}は、同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると明記したもので、政府が「部落差別問題の解決を国策として取り組む」ことを初めて確認した歴史的な文書です。

1996 年の地域改善対策協議会意見具申^{※6}では、「差別解消に向けた教育及び啓発の推進」「人権侵害による被害者の救済等」の充実強化が求められており、同和教育で培われた人権教育の手法を活用した取り組みが重要と指摘されています。

1997 年には、「人権教育のための国連 10 年」に関する行動計画が策定されています。また、同年には「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が設置され、1999 年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申がとりまとめられ、この答申を受けて、2000 年に「人権教育・啓発推進法」が施行されました。そして、同法に基づき 2002 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。さらに、2016 年には人権に関する 3 つの法律も施行されました。

熊本県においては、1999 年、「『人権教育のための国連 10 年』熊本県行動計画」が策定され、人権教育・啓発のめざすべき方向を示し、人権問題の解決に向けた施策が取り組まれてきました。2004 年には、「人権教育・啓発推進法」の趣旨を踏まえながら、「熊本県人権教育・啓発基本計画」を策定、2016 年・2020 年にその見直しを行い、人権教育・啓発が総合的かつ計画的に推進されています。

さらに、2020 年には「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定され、相談体制の充実や、部落差別の解消の推進に必要な教育・啓発を行うことなど、具体的な施策が明記されました。

【用語解説】

※5 同和対策審議会答申

1960 年に総理府の附属機関として設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、1965 年8月に出した答申のこと。この答申は、同和問題の解決を「国の責務」「国民的課題」とうたい、環境改善、社会福祉、産業・職業、教育啓発、人権問題など差別解消のための事業の必要性を述べ、国や地方公共団体に積極的な対応を促すなど、その後の同和対策の基礎となった。

※6 地域改善対策協議会意見具申

1996 年5月に地域改善対策協議会から出された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申のこと。この意見具申では、特別措置法失効後の同和問題解決に向けた基本的な在り方を明確にするとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進や、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化など、法失効後においても適切な施策が必要であることを指摘している。

(3)宇城市における取り組み

本市では、2005 年に「宇城市人権擁護に関する条例」の施行や、「宇城市民憲章」の制定により「お互いを思いやり、一人ひとりが豊かに暮らせる人権のまちづくり」を掲げるなど、人権尊重のまちづくりを推進しています。生涯学習課が中心となって人権教育・啓発の取り組みを進めていましたが、2005 年に人権啓発課も設置され、互いの連携のもと、総合的な推進体制づくりに努めています。そして、2020 年には条例を改正し「宇城市部落差別等をなくし人権を擁護する条例」を制定しました。改正の要点としては、部落差別をはじめとするあらゆる差別に対して「相談体制を充実する」「関係機関と連携する」「調査を行う」ことを明示しています。

2004 年に設置された豊野町コミュニティーセンターでは、「ふれ愛学習会」「KaTaRu 宿」をはじめとする子どもへの学習機会の提供、教職員への現地学習会、市民を対象とした各種講座において人権部落差別問題に関する学習を取り入れるなど、啓発の発信拠点としてさまざまな取り組みを実施しています。また、毎年、「パートナーシップ・フェスティバル」や市内5会場で「人権フェスタ in うきし」を開催し、講演会や各種展示などによる人権意識の高揚を図っています。

さらに、広報紙への人権問題に関する記事の定期的な掲載や、啓発冊子・カレンダーの作成、配布などの啓発活動に取り組んでいます。

その他、「宇城市人権教育推進協議会」を設置し、就学前教育・学校教育・社会教育・行政の4部会による活動に取り組むとともに、行政職員などへの研修や、行政区長・民生委員児童委員などの各種団体、市内の企業に対する啓発活動にも積極的に取り組んでいます。

また、さまざまな人権問題の解決に向けて主体的かつ積極的に人権教育を推進するための指標として、人権に関する市民意識調査を実施しています。さらに、学校及び地域における差別事象に対する問題解決や再発防止に向けて、宇城地域で危機管理マニュアルの作成に取り組んでいます。

6 人権同和教育・人権啓発の定義

本市では、部落差別問題を人権同和教育・人権啓発の重要な柱として位置づけた上で、人権教育・啓発推進法に規定されている定義(第2条)及び基本理念(第3条)に基づき、基本計画における人権同和教育・人権啓発の定義を以下のとおりとします。

□ 人権同和教育

市民一人ひとりが、その発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得することができるよう、保育園・認定こども園(幼稚園)、学校、地域、家庭、職場、その他のさまざまな場、多様な機会を通じて行われる、就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育、企業教育などの教育や学習活動。

□ 人権啓発

市民一人ひとりが、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権問題について正しい理解・認識を持つことができるよう、保育園・認定こども園(幼稚園)、学校、地域、家庭、職場、その他のさまざまな場、多様な機会を通じて行われる広報及び啓発活動(人権教育を除く)。

第 2 章 宇城市の人権を取り巻く現状・課題

基本計画の策定にあたって実施した市民意識調査や各種団体ヒアリングなどから、本市の人権を取り巻く現状・課題に関して、以下のような意見があがっています。

今後は、このような課題を踏まえながら人権同和教育・啓発を進めていくことが必要となります。

1 人権全般について

現 状

国内外において人権部落差別問題解決のためのさまざまな取り組みが進められていますが、依然として多くの問題が残されており、加えて新たな人権侵害も発生していることから、人権同和教育・啓発の取り組みを今後も総合的かつ計画的に継続していく必要があります。

本市では、人権教育の推進を図るため「宇城市人権教育推進協議会」を設置し、各種人権教育推進事業に取り組んできました。

しかし、意識調査をみると、人権が侵害されるようなことが少なくなってきたかということに関して、「あまり変わらない」が約4割、「多くなってきた」が約1割と、前回調査と比べ減少してはいるものの、依然として人権が侵害されるような状況が残っていることがうかがえます。また、約2割の人が自分の人権が侵害されたことがあると回答しており、その内容については「あらぬ噂(うわさ)、他人からの悪口、かげ口」、「パワーハラスメント」など身近なものが多いことから、日ごろからの人権意識の醸成が重要であると考えられます。

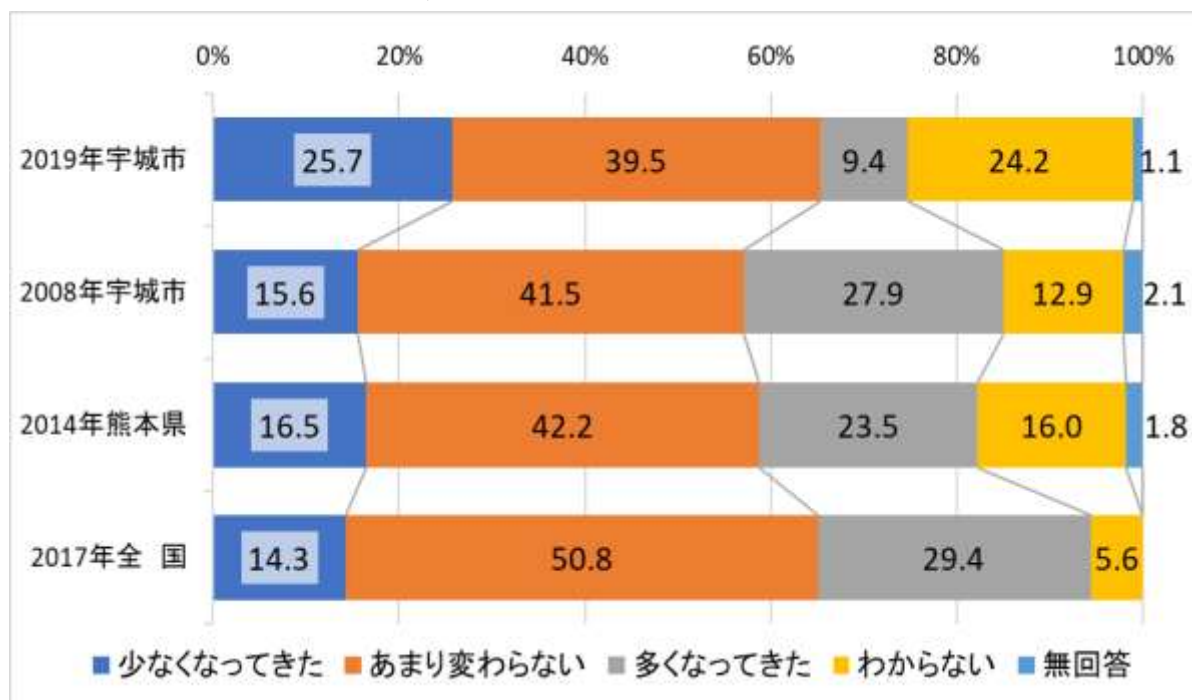
一方、人権部落差別問題に関する講演会や研修会、イベントなどへの参加については、「ほとんど参加していない」「今まで一度も参加したことがない」という人が多く、そういったイベント等への参加者が固定されがちであるとの意見も見られます。

課 題

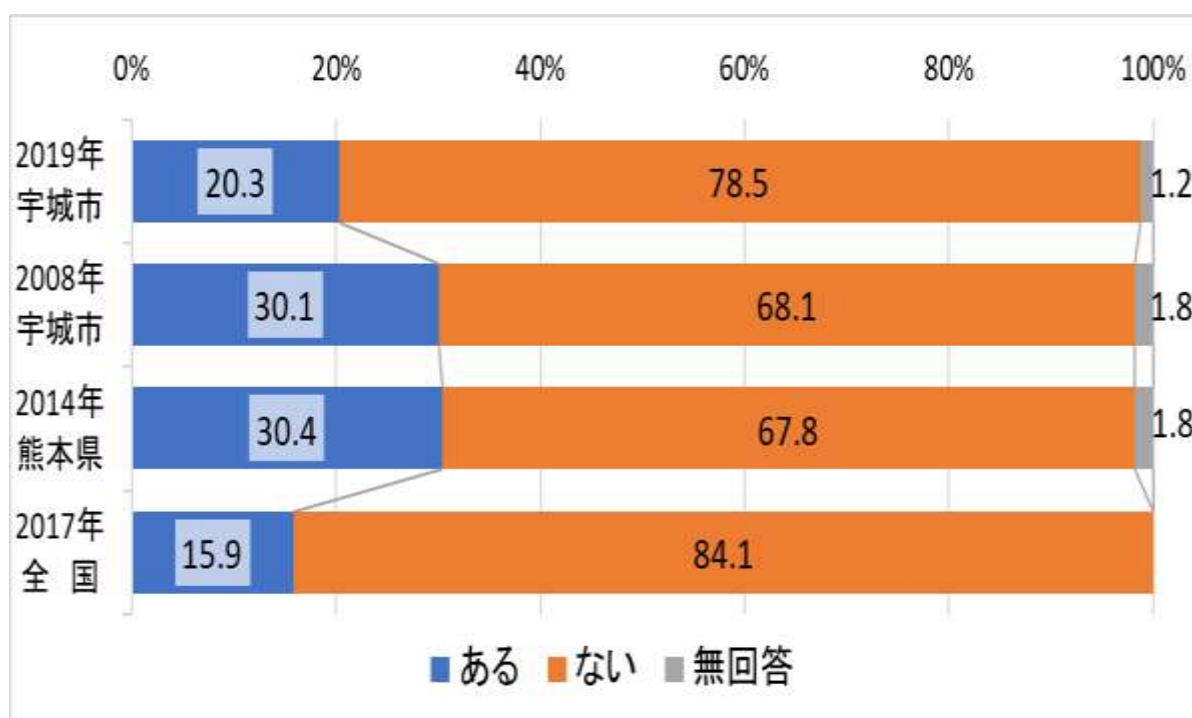
人権が侵害される状況が依然として多く残っていることから、人権同和教育・啓発活動に継続して取り組むことや、より効果的な活動の充実を図ること、また、人権部落差別問題は市民にとって身近な問題であるとの認識のもと、あらゆる機会を通じて教育・啓発機会の提供を行っていくことが重要です。

また、講演会やイベントに関する広報・周知、情報提供を充実させ、広く参加を呼びかけるとともに、多くの人が参加できるよう実施手法についても随時改善していく必要があります。

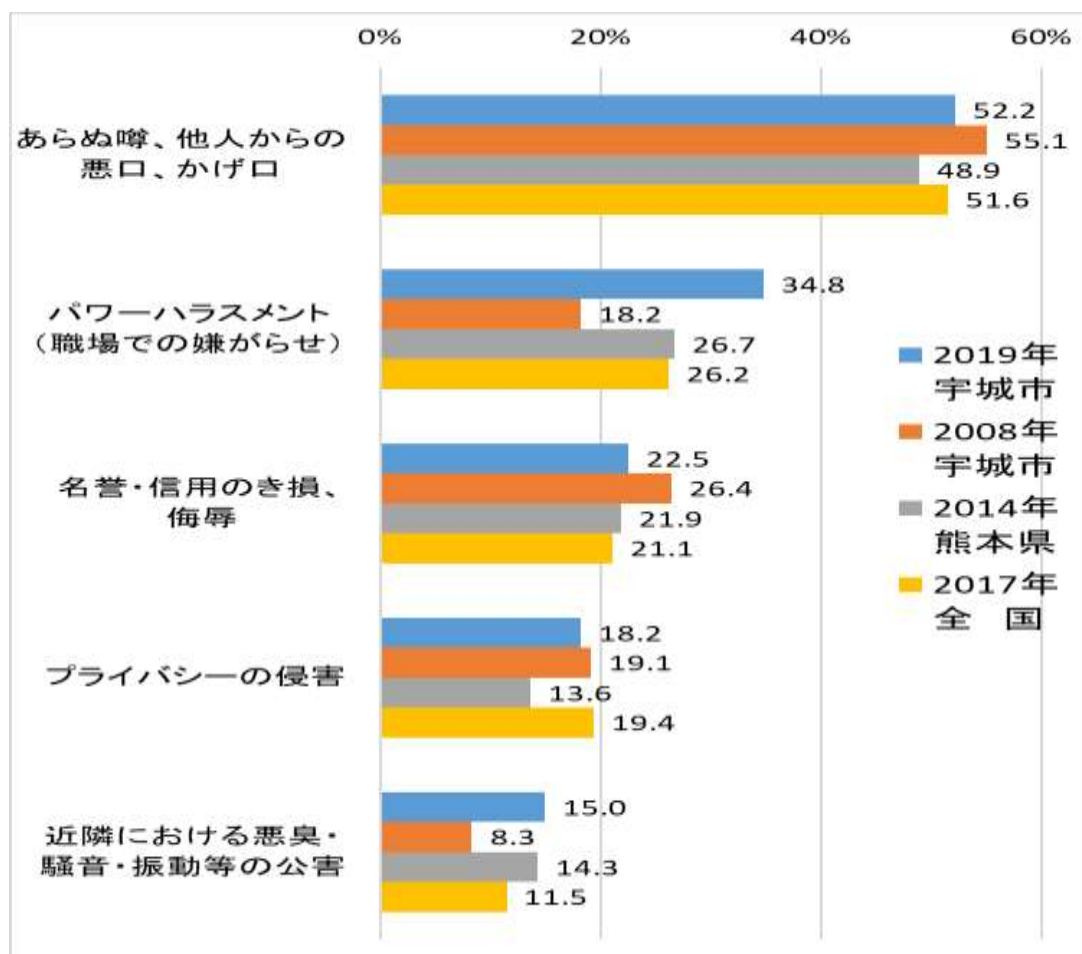
＜この5～6年の間に、人権が侵害されるようなことは少なくなってきたと思うか＞



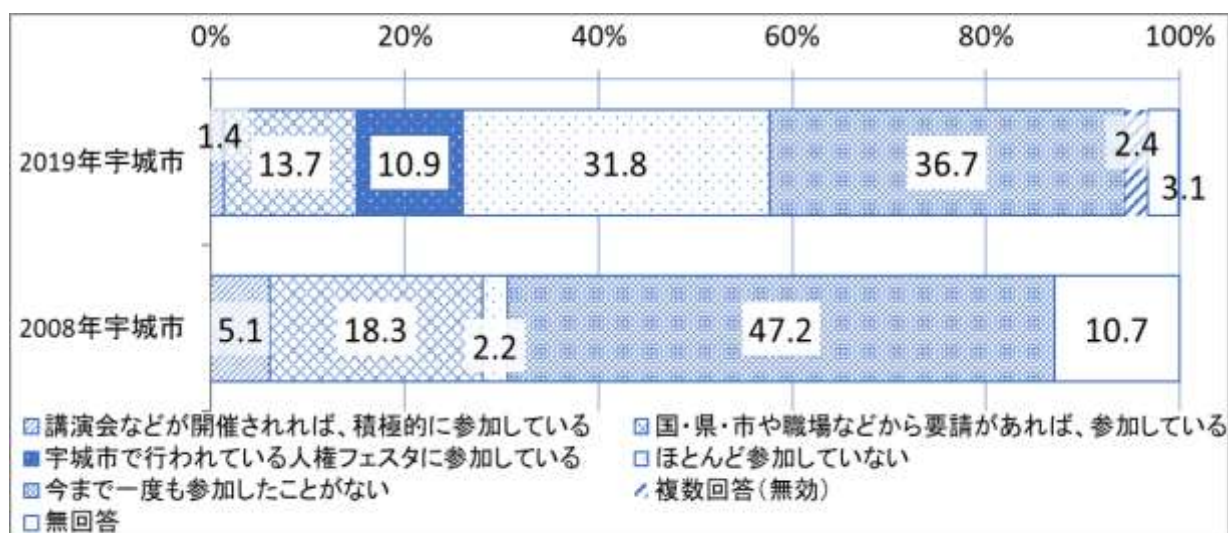
＜今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか＞



<今までに受けた人権侵害について(上位5つ)>



<人権問題に関する講演会や研修会などに参加したことがあるか>



資料:宇城市人権に関する市民意識調査(2019年度)

2 部落差別問題について

現 状

今回の調査では、「子どもの結婚に際しては本人の意思を尊重する。親が口出しすべきことではない」が7割に増え(図A)、「相手の出身地区」を理由とする結婚差別についても「自分の意思を貫く・親を説得する」が8割を超えています(図B)。こうした市民意識の変化を促してきた裏付けが、部落差別の問題を初めて知った時期だと推測されます。今回「小学生のときに知った」が全体の過半数を初めて超えました。これは調査の回答者に学校での部落問題学習を受けてきた世代の割合が増えてきたことを表しています。

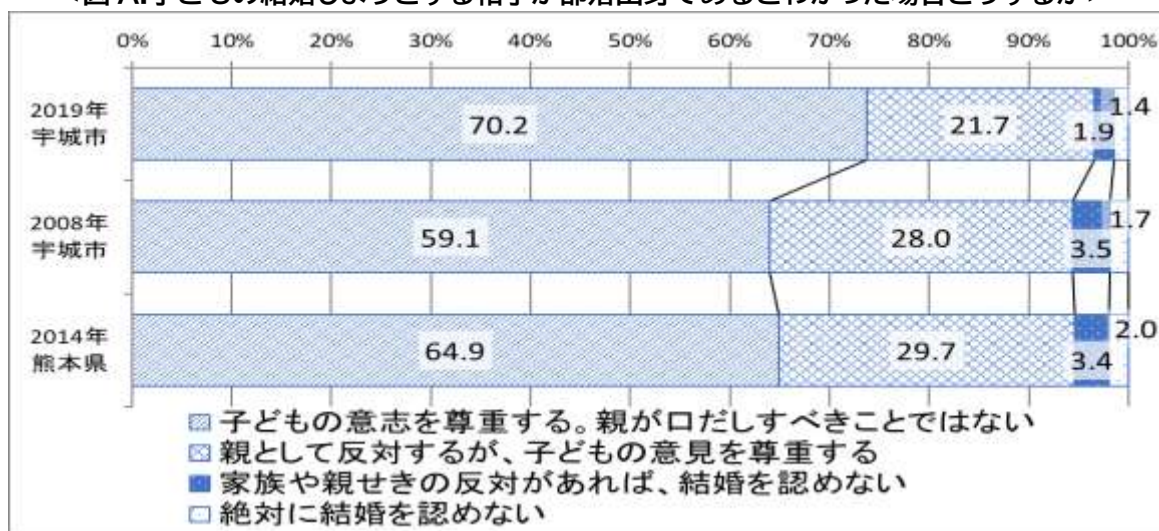
これと呼応するように自然解消を支持する2つの意見が大きく減少しました(図C「部落差別はもうなくなっているの、研修の必要はない」前回36.8%から8.6%になど)。この「寝た子を起こすな」論に代わり「部落差別の解消に必要なことは」への設問の回答は「学校の人権教育を充実する」がトップになり、2番目に「部落差別を解決するための教育・啓発を推進する」となりました。

部落差別は身の回りの人やメディア、インターネットなどを介して拡散されていくため、予断や偏見の入らない、早い時期に学習することは「正しく知る」という差別解消には欠かすことのできない営みです。今後もこの数値が増えていくことが望まれます。学校での学習は切れ目ない市民啓発と共に部落差別問題の早期解決に大きな役割を占めています。

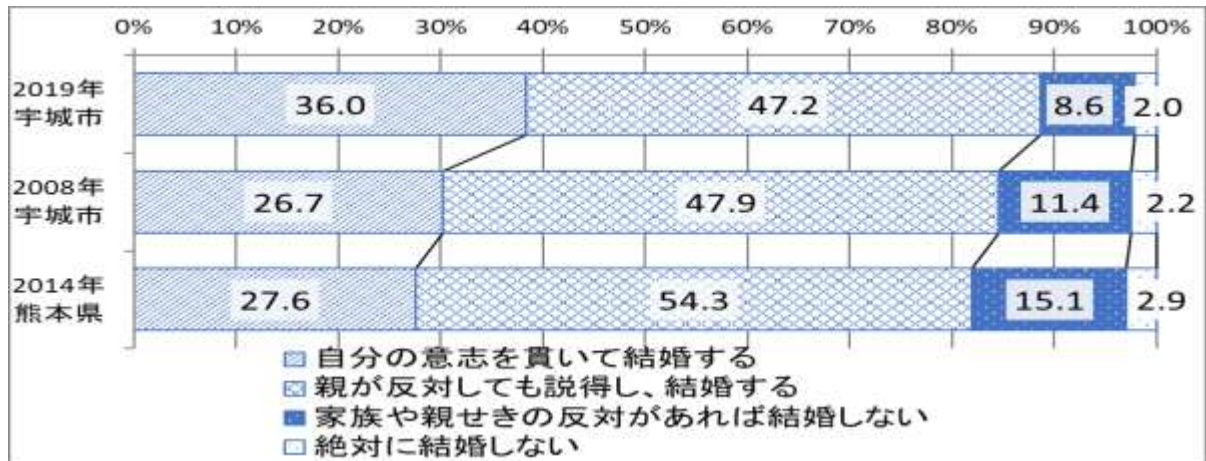
課 題

結婚差別に対しては本人の意思を尊重し、親として反対するはかなり減りましたが、それでもまだ4人に1人が親として結婚に反対という実態となっています。これは未だに深刻な部落差別の現実を表しています。部落出身かを調べるという行為(身元調査)の是非を尋ねる設問では微減は見られるものの、身元調査を認める回答が100人中14人にも及びます(図D)。部落出身かどうかを調べる行為は人権侵害であり、許されない犯罪です。またこうした「出自を暴く」行為に対して「どうでもよい」「わからない」という回答が3割にも及び(図D)、広く市民を巻き込んだ一層の啓発が求められる結果となっています。

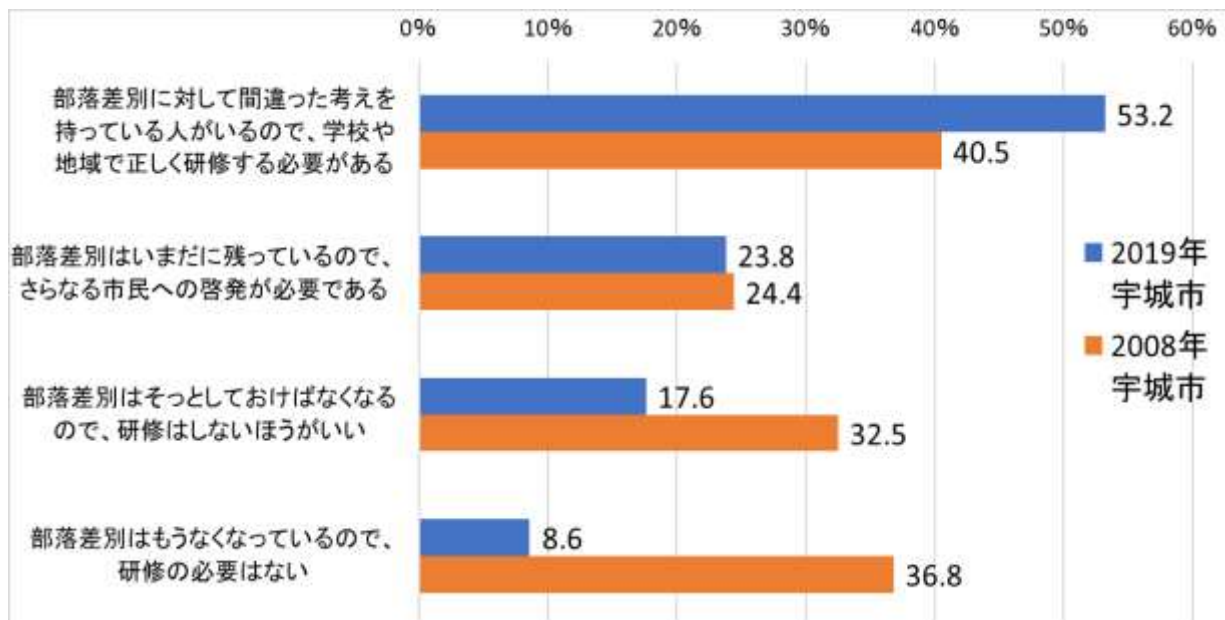
＜図A.子どもの結婚しようとする相手が部落出身であるとわかった場合どうするか＞



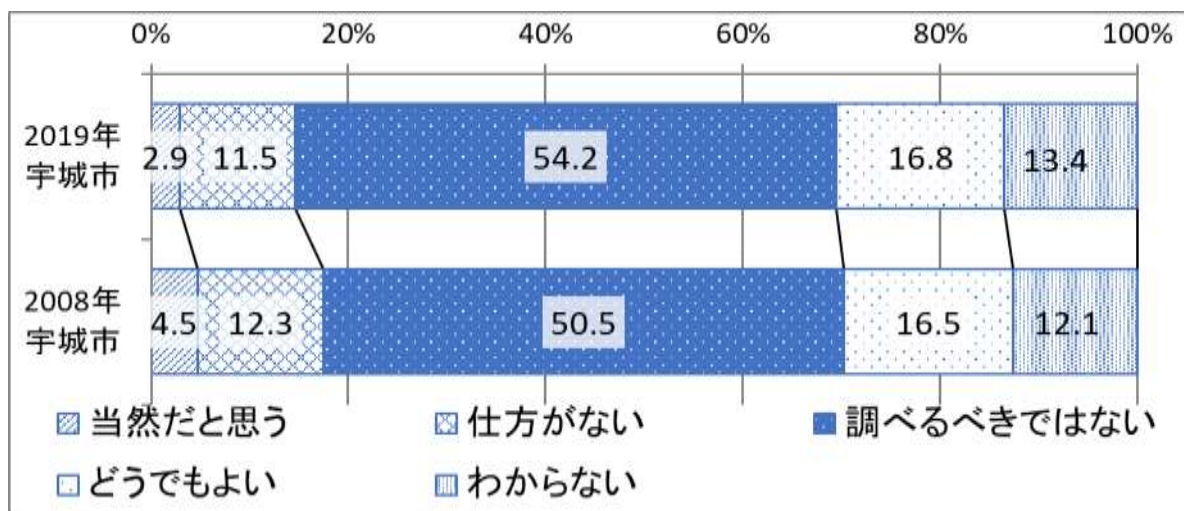
<図 B.あなたが部落出身の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、親や親せきから強い反対を受けたら>



<図 C.部落差別については「そっとしておいたほうがよくはないか、知らない人まで知るから」の声をありますが、あなたはどのように思われますか>



<図 D.部落出身かどうか調べることにについて、どう思うか>



資料:宇城市人権に関する市民意識調査(2019年度)

3 女性の人権について

現 状

1999 年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけています。本市では、2007 年 10 月に「宇城市男女共同参画推進条例」を施行し、2017 年 3 月に「第 3 次宇城市男女共同参画計画」の策定など、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

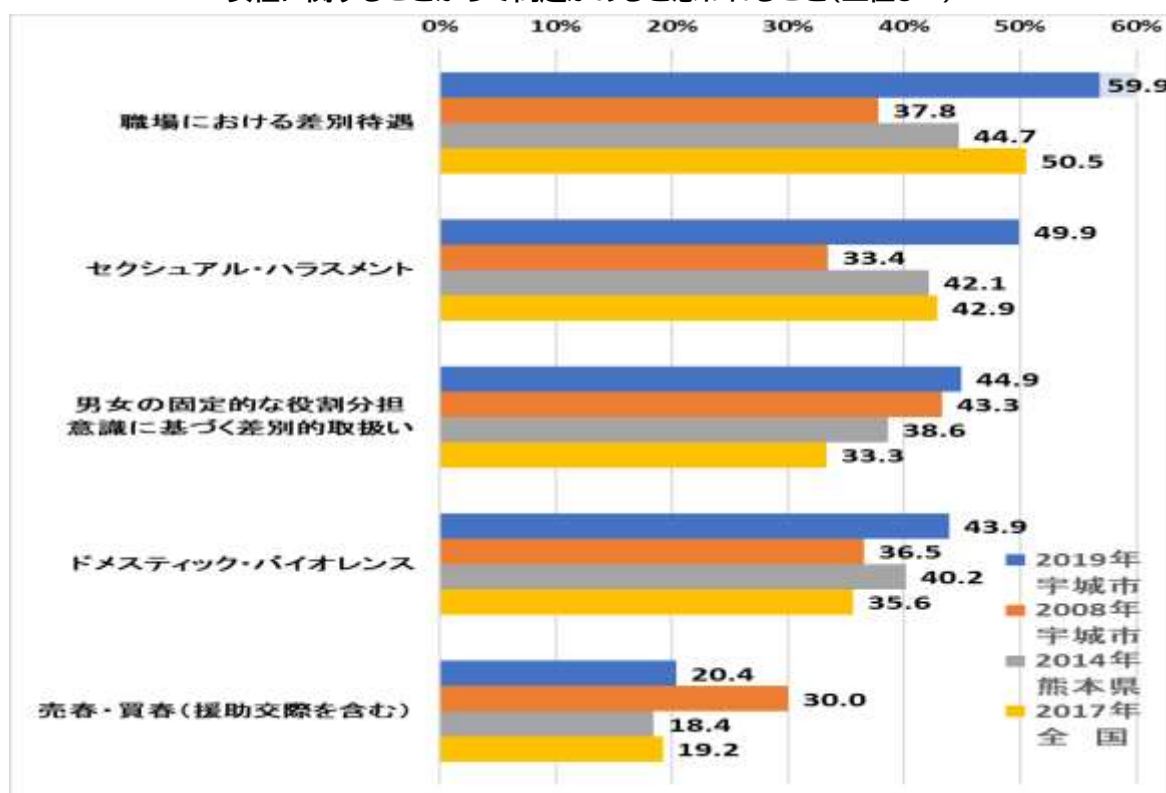
しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから社会生活のさまざまな場面において女性が不利益を受けることが少なからずあり、配偶者等からの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力も重大な人権問題となっています。

意識調査においては、「職場における差別待遇」、「セクシュアル・ハラスメント」、「男女の固定的な性別役割分担意識に基づく差別的取扱い」、「ドメスティック・バイオレンス」などが問題とされており、女性の人権に関する課題は依然として残っていることがうかがえます。また、「女性の人権を守るために必要なこととしては、女性が働き続けることができる環境整備や男女平等に関する教育の充実」などが求められています。

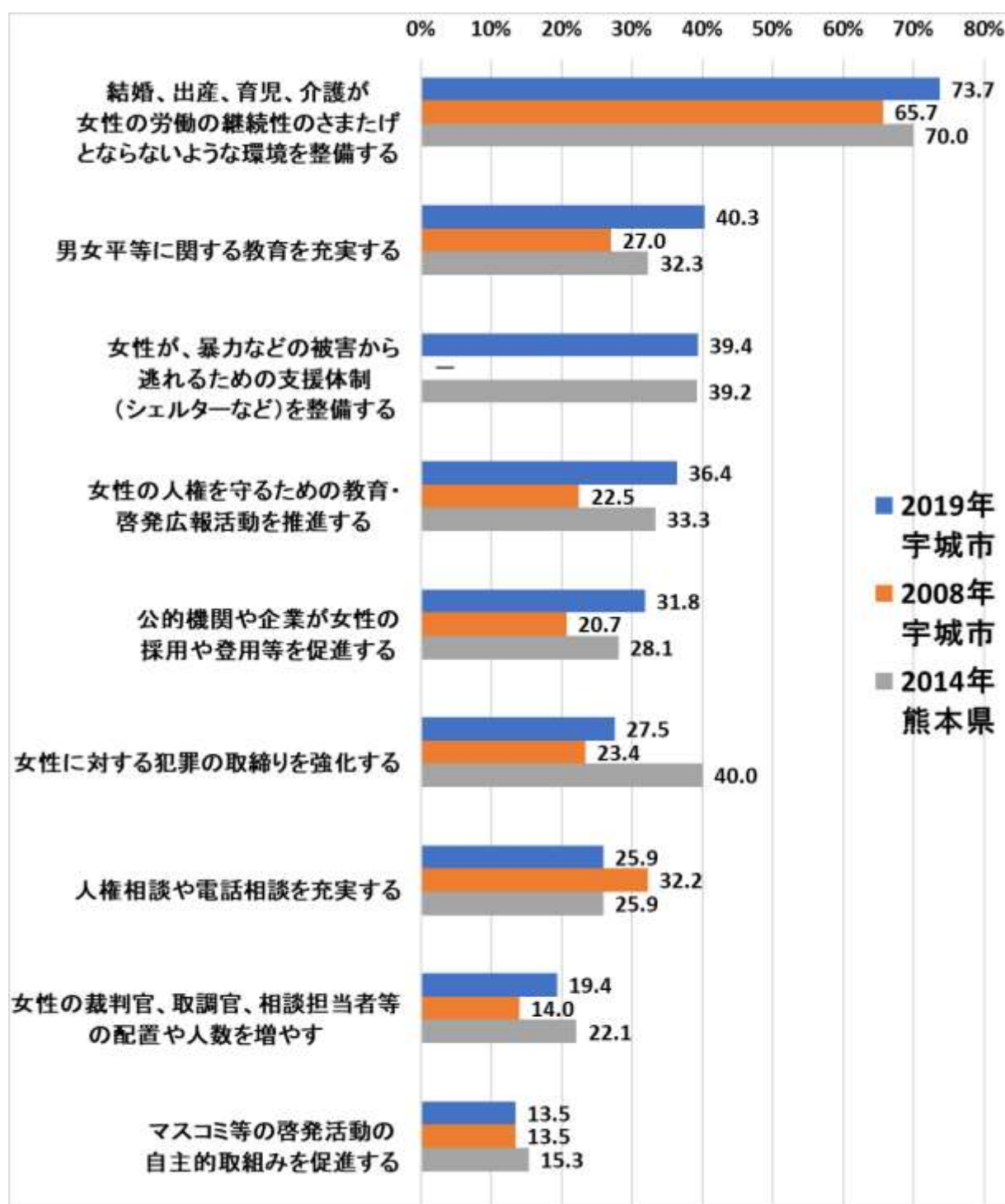
課 題

企業や関係機関との連携のもと、雇用・就労の場における男女共同参画の促進や職場・地域・家庭・学校などあらゆる場における教育・啓発活動を通じて、男女共同参画の浸透を図っていくこと、また、支援体制の一層の充実を図ることで女性の労働の継続性をさまたげない環境整備や暴力などの被害から逃れるための支援体制を整備する必要があります。

＜女性に関することからで問題があると思われること(上位5つ)＞



<女性の人権を守るために必要なこと>



資料:宇城市人権に関する市民意識調査(2019年度)

4 子どもの人権について

現 状

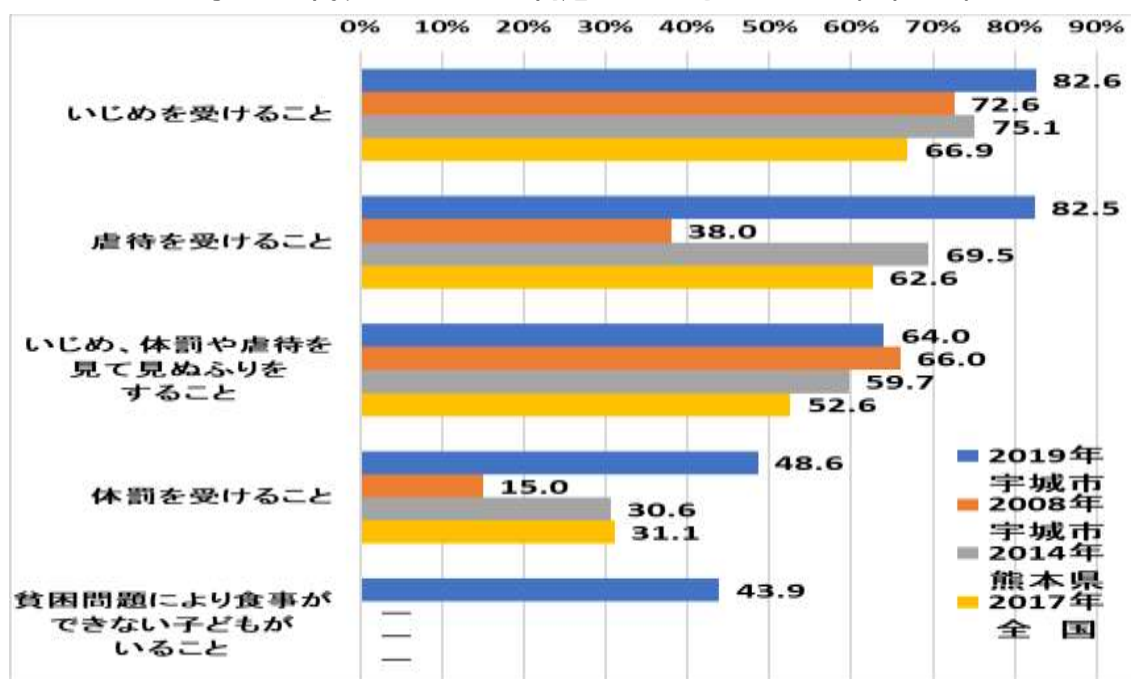
少子化や核家族化などの進行に伴い、家庭や地域での教育力が低下し、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。全国的にいじめや虐待が増加傾向にある中、本市においても不登校などの問題が依然として憂慮すべき状況であり、子どもの人権への関心は高まっています。また、児童虐待の問題が深刻化する中で、2000年「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、早期発見に向けた取り組みや、子ども自身が相談できる体制整備の必要性も高まっています。こうしたなか、国では2012年8月に子ども・子育て関連3法の制定に伴い、本市では「すこやかうきっ子プラン」を策定し、行政による公的な対応だけでなく、家庭・地域・学校・事業所など地域全体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら子育て支援のネットワークを築いていくことを重要としています。

意識調査をみると、子どもに関することがらで問題視されているのは、「いじめや虐待の当事者だけでなく周りの人の無関心」に関する項目が大半を占めています。いじめや虐待の報道が頻繁に取り上げられており、関心が高まっている現状がうかがえます。また、子どもの人権を守るために必要なこととしては、「他人への思いやりや生きる力の育成など子どもたち自身の豊かな心を育むこと」とあわせ、子どもを取り巻く周囲の環境を改善することも求められています。

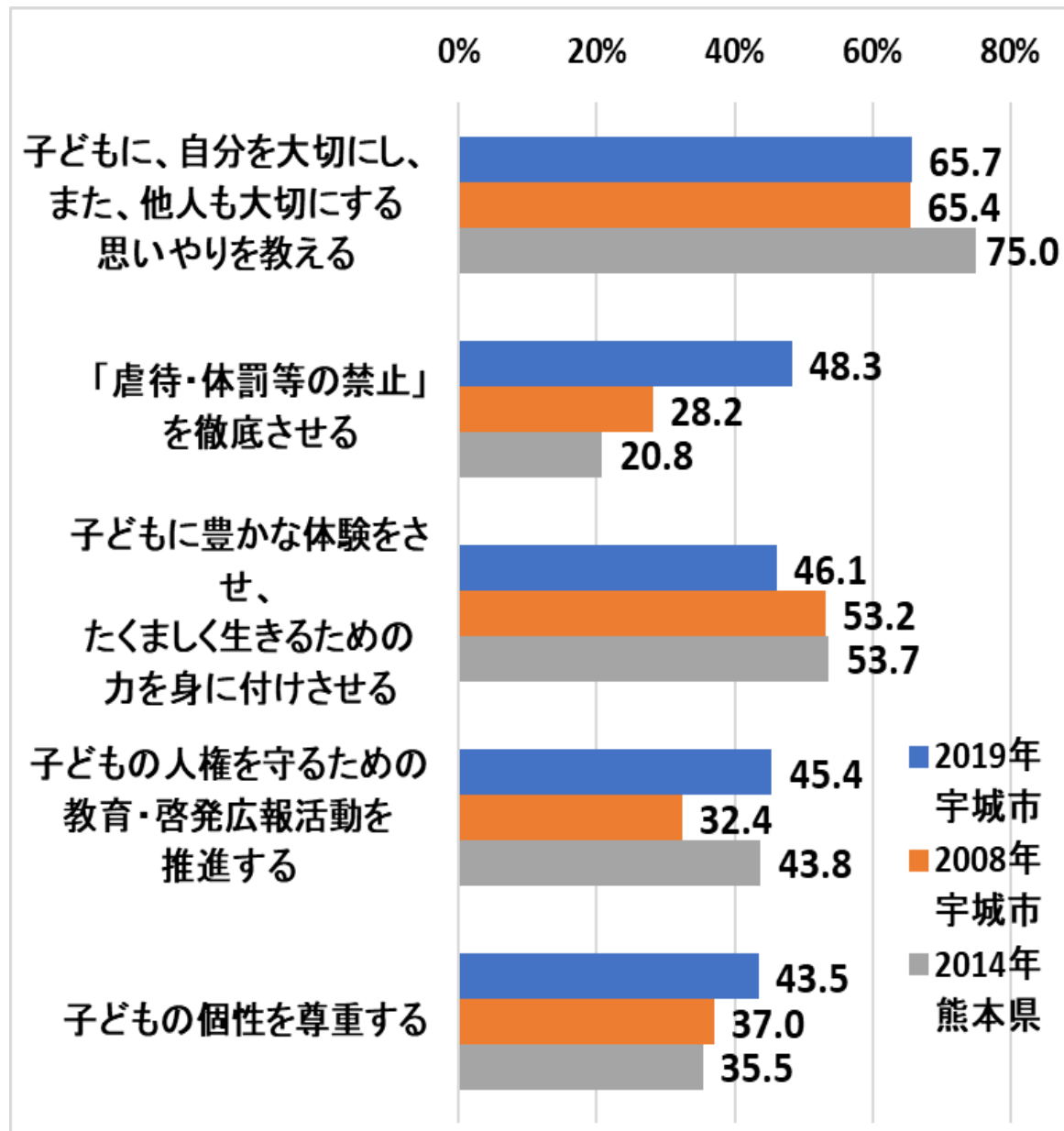
課 題

子ども自らが人権文化創造の主体として行動していけるよう、子どもたちの思いやりや豊かな心を育む教育の充実に取り組むとともに、問題解決に向け、教育相談体制の充実を始めとする取り組みや親・家庭などを含めた子どもに関わりの深いおとなへの教育・啓発も必要としています。また、問題行動を起こす児童生徒については、「暴力やいじめは許されないという指導を徹底」し、学校・教育委員会・関係機関と連携し、個々の児童生徒の援助に当たるなど、支援体制を整備していく必要があります。

＜子どもに関することがらで、問題があると思われること(上位5つ)＞



<子どもの人権を守るために必要なこと(上位5つ)>



資料:宇城市人権に関する市民意識調査(2019年度)

5 高齢者の人権について

現 状

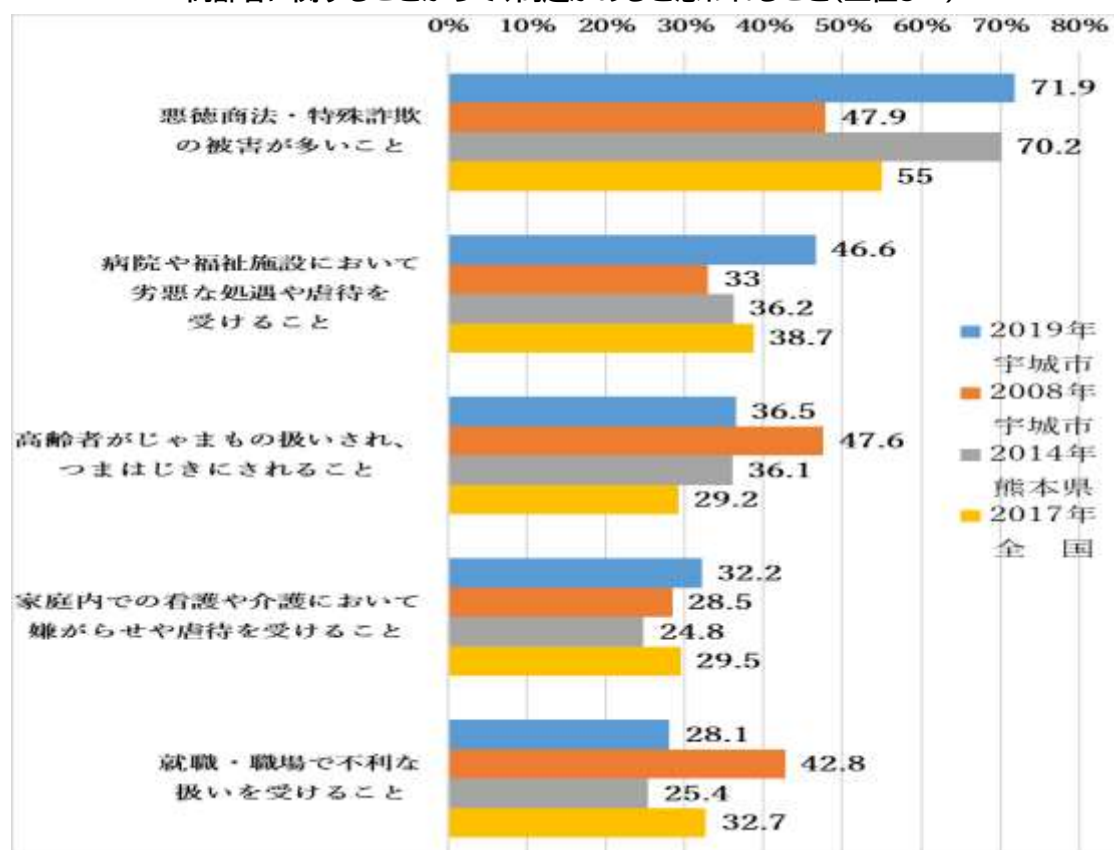
本市の高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)は、2020年3月31日現在で33.7%と、超高齢社会に突入しており、「宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期)」では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能としていくために、多職種協働の地域包括支援ネットワークである「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要となると言われています。

意識調査からは、「高齢者の経済的自立が困難であること」や「悪徳商法・特殊詐欺の被害が多いこと」などが問題とされており、近年では一人暮らし高齢者の孤独死の防止も課題となっています。また、高齢者の人権を守るために必要なこととしては、「高齢者の自立した生活」や「病院・福祉施設の職員の資質を高める」とともに、「他の世代との交流促進」、「高齢者に対する犯罪の取締り強化」などが求められています。

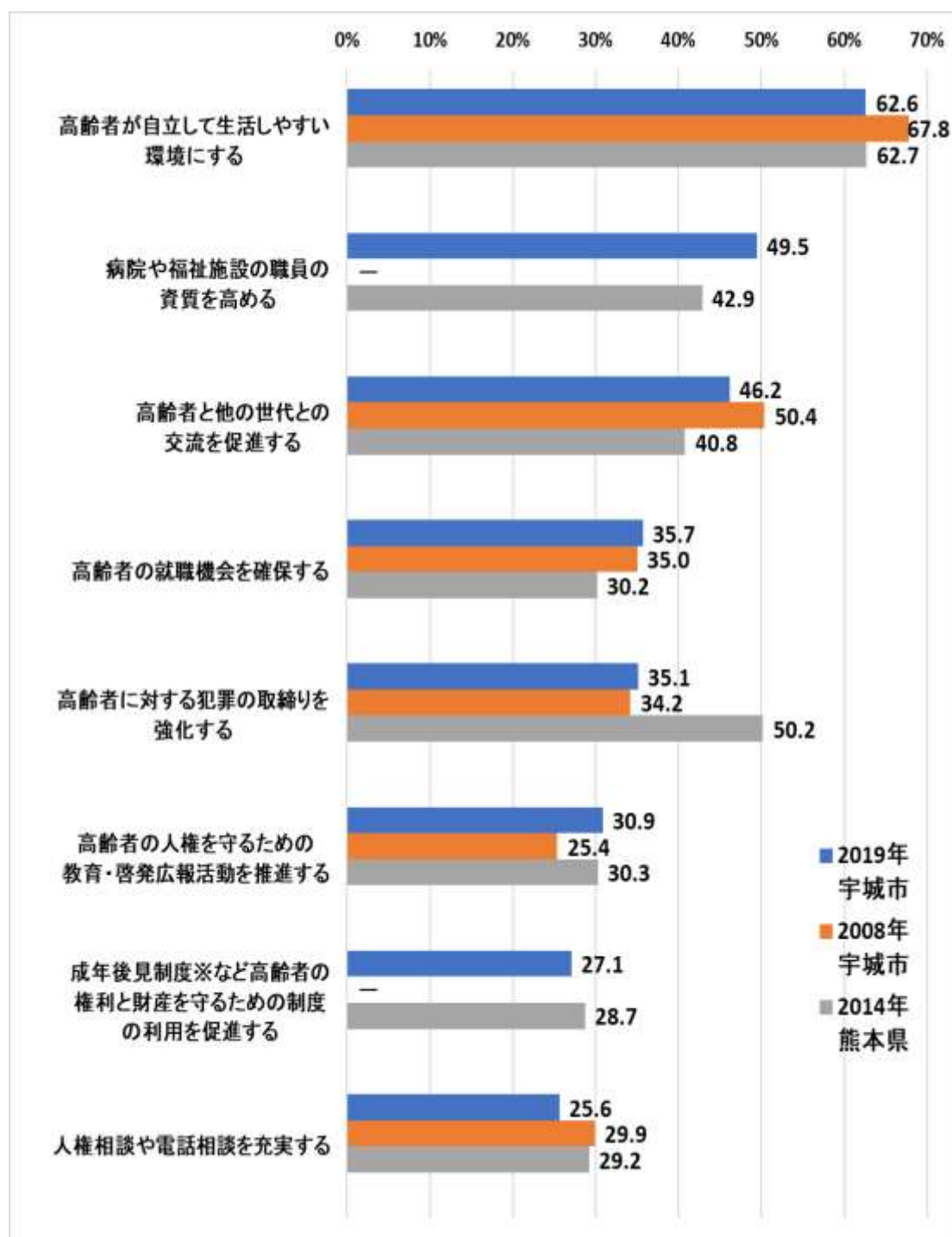
課 題

就労の場の拡充など高齢者の社会参加や自立した生活への支援を充実させるとともに、高齢者虐待や一人暮らし高齢者の孤独死などの問題へ対応するため、高齢者との交流や地域における見守り活動などを通じ、高齢者を支える体制づくりに更に努める必要があります。また、高齢者人口の増加は、医療や介護等の支援を必要とする人が増えるということでもあり、膨らみ続ける介護サービスへの対策と高齢者を地域で支える仕組みづくりが課題となっています。

＜高齢者に関することからで、問題があると思われること(上位5つ)＞



<高齢者の人権を守るために必要なこと>



資料:宇城市人権に関する市民意識調査(2019年度)

6 障がいのある人の人権について

現 状

「障害者差別解消法」(2016 年 4 月施行)の第4条では、「差別する行為を禁止し、社会的バリアを取り除くための合理的な配慮をしないことが差別になる」と、定めています。

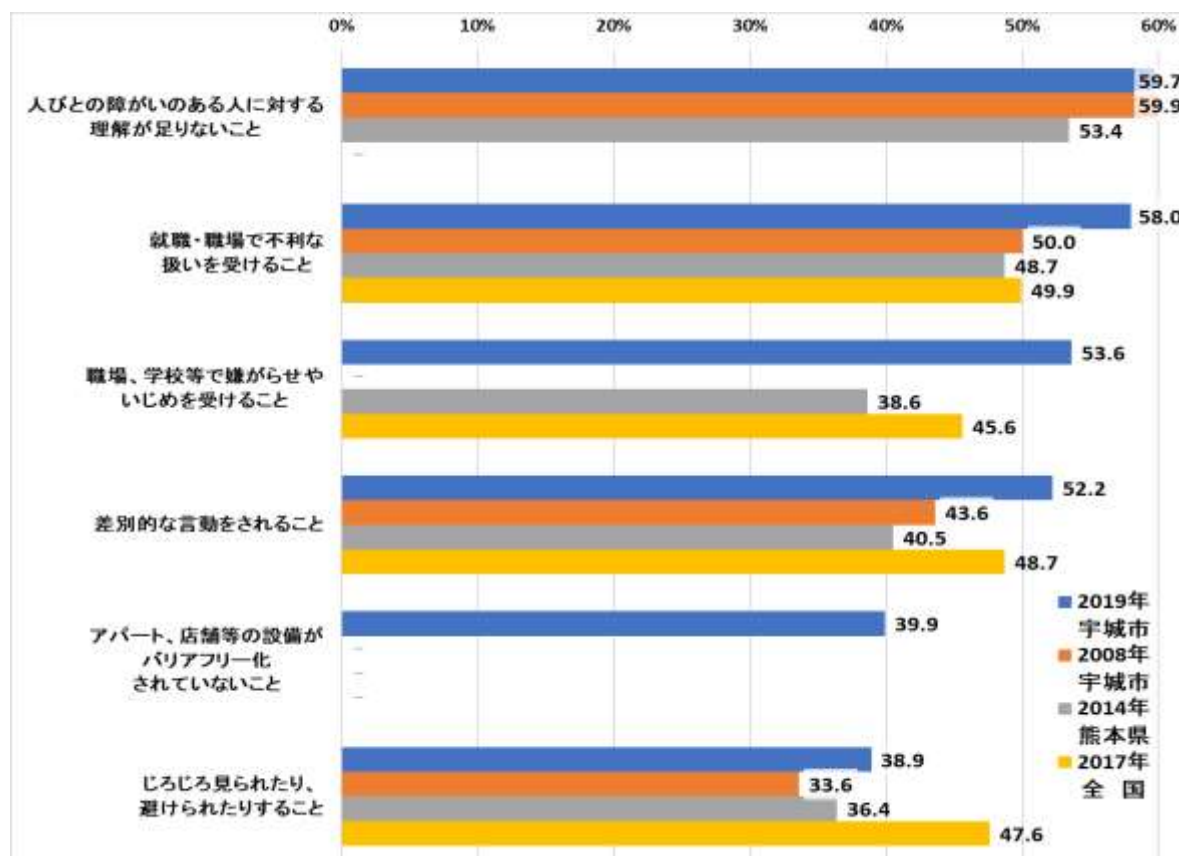
しかし、現実には雇用や基本的な外出などさまざまな制約があり、障がいのある人に対する偏見・差別も根強く残っています。また、近年では社会状況の変化に伴い、ストレスなどによる精神疾患も増加しています。本市においても「宇城市第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画」のもと、障がいのある人及びその介護者が高齢化し、障がいの重症化・重複化が進行する一方で、障がいのある人の自立に向けた生活や就労支援、社会参加に対する環境整備も進められてきています。

意識調査からは、「障がいのある人に対する理解不足」や「就職・職場での不利な扱い」など、障がいのある人を取り巻く状況には多くの課題が残っていることが未だうかがえます。また、障がいのある人の人権を守るために必要なこととしては、「自立支援」や「共生社会の促進」などが求められています。

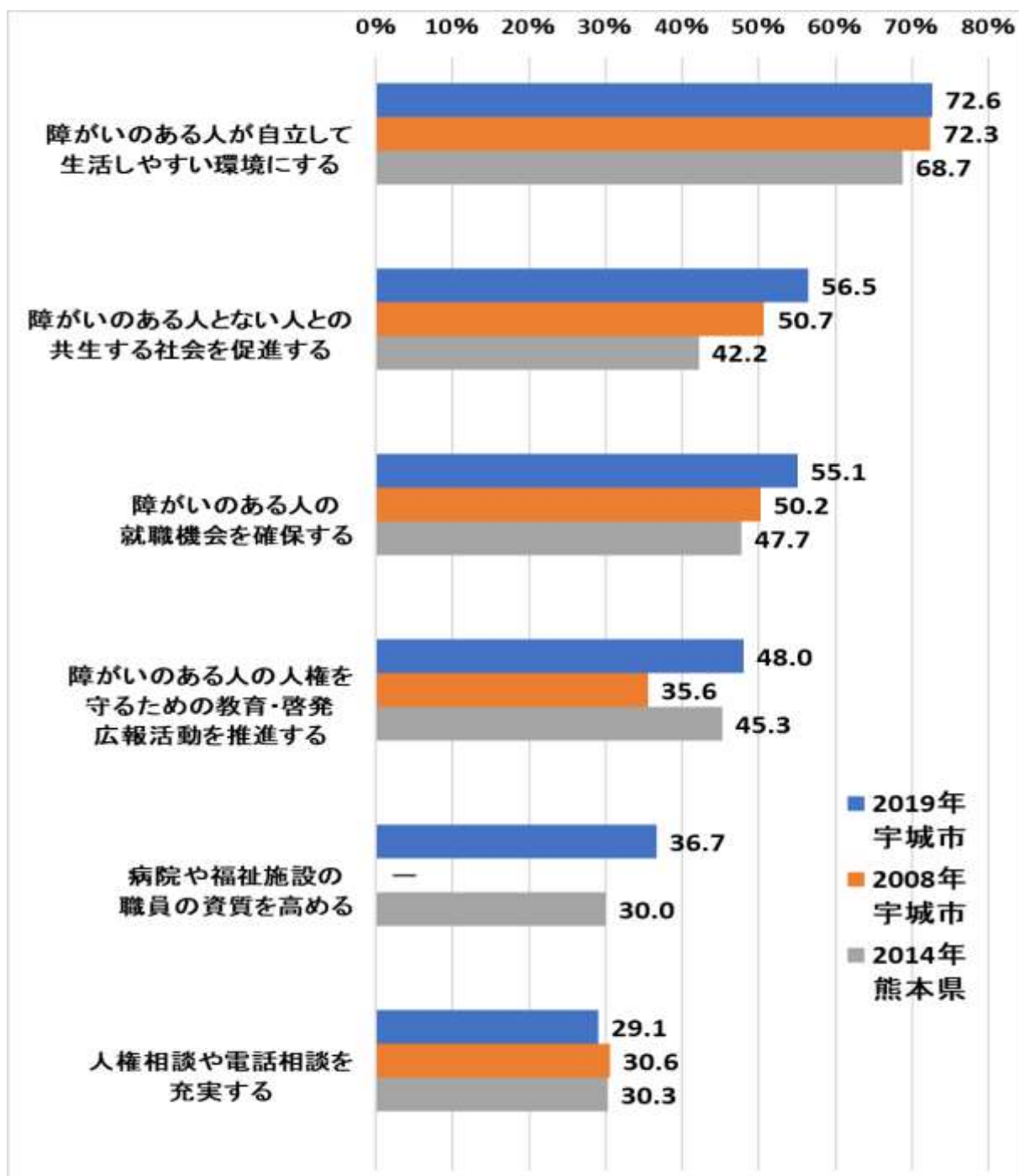
課 題

障がいのある人への、差別を解消するためには、「共生社会教育の推進」をはじめ、「社会参加の促進」・「医療機関従事者の専門性の向上」・「相談支援体制の強化」などの課題があります。また、「共生社会の促進」や啓発活動を通じて障がいのある人に対する理解と認識を深めるための取り組みを進めることが重要です。

＜障がいのある人に対し、どのような人権問題が起きていると思うか＞



<障がいのある人の人権を守るために必要なこと>



資料:宇城市人権に関する市民意識調査(2019年度)

7 水俣病をめぐる人権について

現 状

水俣病をめぐる人権については、1956年に公式確認されて以降、偏見・差別などの問題が多く存在しています。水俣病は特定の地域だけで発生する病気(風土病)ではなく、伝染や遺伝もしません。しかし、結婚差別や進学・就職先で差別やいじめを受けてつらい思いをした人が多いです。

意識調査においても、差別的な言動などをされること、結婚問題で周囲の反対を受けることなどが問題として挙げられています。差別問題は「特にない」と考えている人は29.4%ですが、逆を返せば7割の人が差別問題は生じていると考えています。

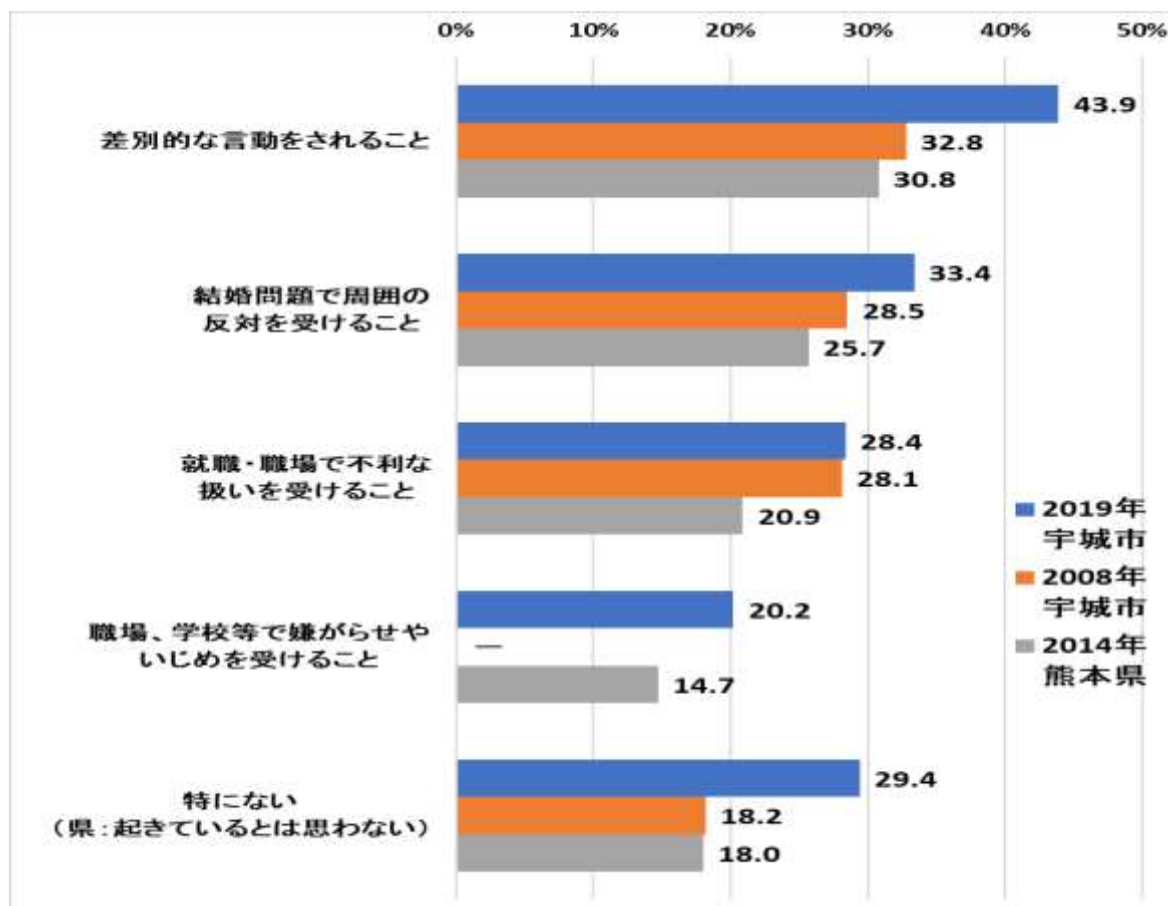
そうした現状の中、人権を守っていくには「水俣病に関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を推進する」ことが必要との回答が62.9%と一番高くなっています。

課 題

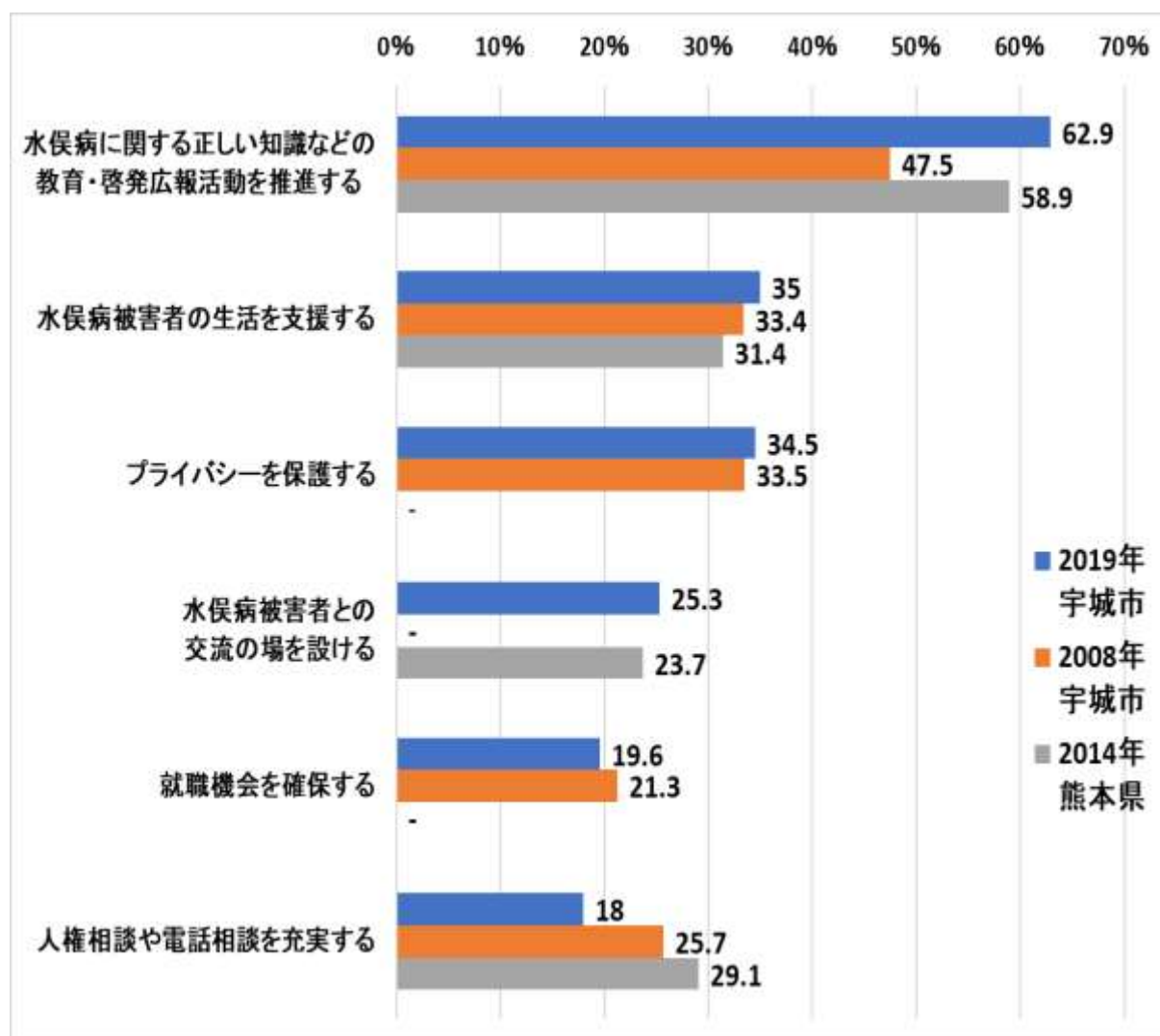
正しい情報発信が求められる中、水俣市には水俣病資料館・国立水俣病情報センター・熊本県環境センター・もやい直しセンターなど水俣病問題を正しく知ることができる場所があります。こうした研修施設を利用しながら教育・啓発活動を促進させ、水俣病に対する差別的な見方を払拭させていかなければなりません。

さらに、現地で語り部の方との交流を通じることで、誰にでも起こりうる問題だということを一人ひとり認識していく必要があります。

＜水俣病被害者に関しどのような人権問題が起きていると思うか＞



＜水俣病被害者の人権を守るために必要なこと＞



資料:宇城市人権に関する市民意識調査(2019年度)

8 ハンセン病回復者の人権について

現 状

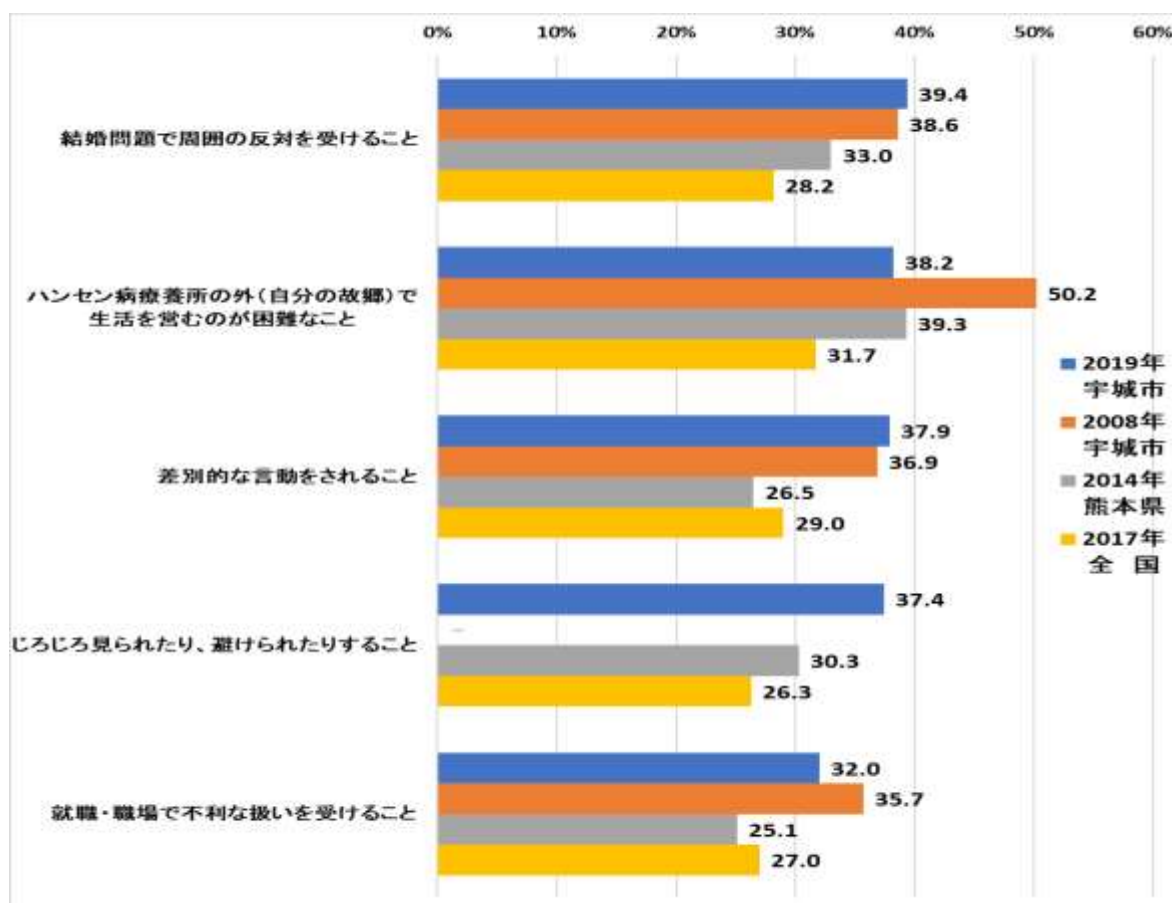
ハンセン病回復者の人権では、社会復帰支援策の整備や根強く残る差別や偏見の解消に向けた取り組みが必要とされています。2009年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、法律にハンセン病回復者等において差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと明記されました。さらに、2019年11月には法律が一部改正され、ハンセン病回復者だけでなく、家族への差別を解消することが明記されました。

意識調査では、「結婚問題」、「ハンセン病療養所の外で生活を営むことが困難なこと」、「差別的な言動をされること」などが問題であるとの結果が出ており、実際に熊本県でもハンセン病療養所入所者に対する差別事件が起きたこともあります。そうした現状の中、差別をなくしていくためには「教育・啓発広報活動の推進」が必要だと考える人が67%と特に高い結果となっています。

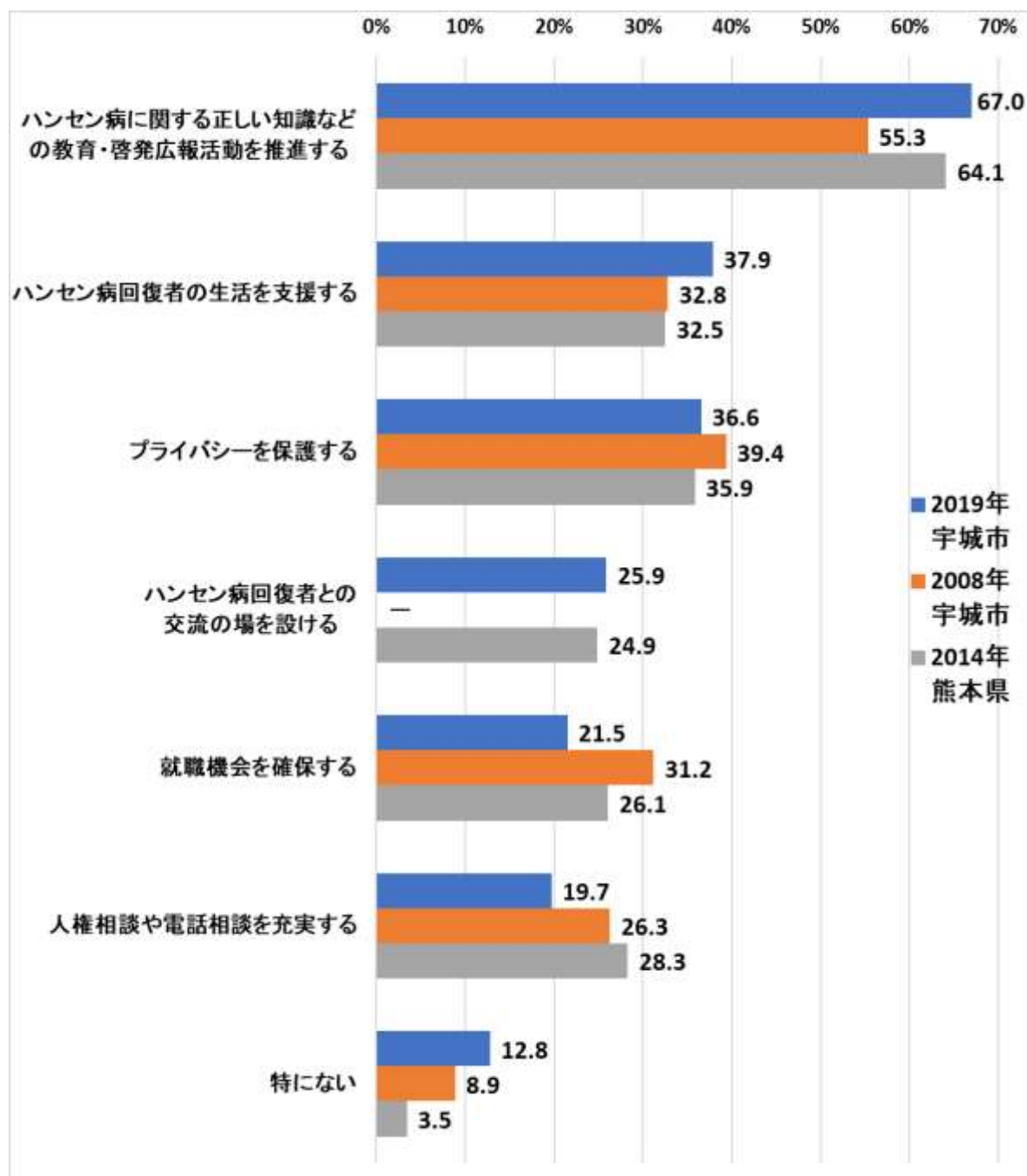
課 題

県内には国立診療所恵楓園(けいふうえん)内に社会交流会館があります。ここでは、かつての恵楓園の写真や当時使用していた生活用具が展示されるなどハンセン病問題の歴史を学ぶことができるため、多くの人がこの施設を利用し、正しい知識を得ています。併せて、誰もが差別に対して他人事にならないよう、ハンセン病回復者との交流を通じて思いを知る取り組みも必要となります。

＜ハンセン病回復者に関しどのような人権問題が起きていると思うか(上位5つ)＞



<ハンセン病回復者の人権を守るために必要なこと>



資料:宇城市人権に関する市民意識調査(2019年度)

9 HIV感染症・難病等をめぐる人権について

現 状

HIV感染症は、感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものでないことから、通常の日常生活を送る限りいたずらに感染を恐れる必要はなく、近年においては医学の進歩により、治療薬でAIDS(エイズ)の発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能となりました。しかし、医学的に不確かな知識や思い込みにより、さまざまな偏見や差別意識が生まれ、患者や家族に対する人権問題が生じています。

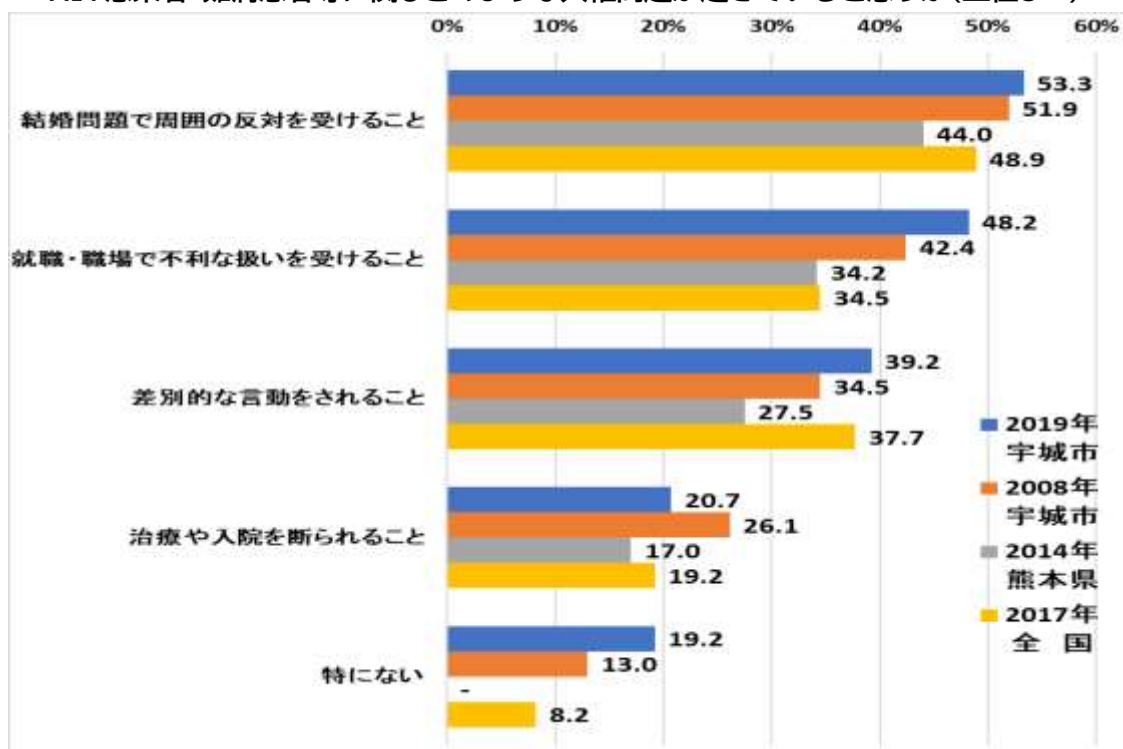
また、難病は、病気の原因が不明で治療法も確立されておらず、個人差が大きく種類も多いため、病気に対する理解を得られず、差別や偏見を受けるケースがあります。こうした中、難病対策を充実させ、難病患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図るものとして、「難病患者に対する医療等に関する法律」が2015年1月から施行されています。県における難病等をめぐる人権に関する教育・啓発については、熊本県難病相談・支援センターにおける情報発信、ハローワークと連携した事業所への理解促進、医師への研修会等があります。

意識調査においては、「結婚問題や就職・職場での不利な扱いを受けること」などが人権問題として起きていると考えられています。また、HIV感染者等の人権を守るために必要なことについては、「教育・啓発広報活動の推進」が66.7%と多くなっています。

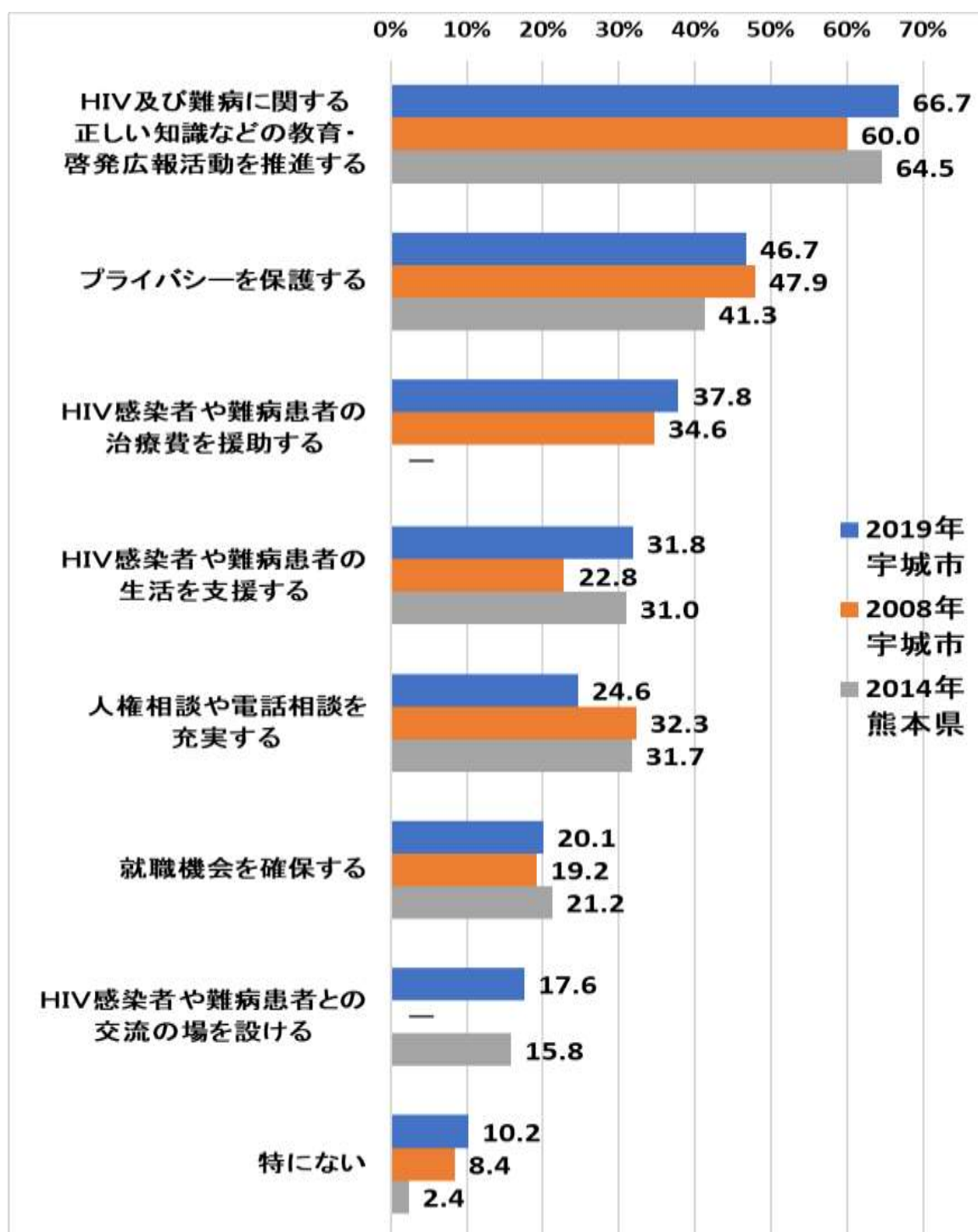
課 題

さまざまな機会を通じて教育・啓発広報活動に取り組み、HIV感染症や難病に関する正しい知識の普及を促す必要があります。また、プライバシーを保護し、経済的支援とともに、人権相談や電話相談を充実する必要があります。

<HIV感染者・難病患者等に関しどのような人権問題が起きていると思うか(上位5つ)>



<HIV感染者・難病患者等の人権を守るために必要なこと>



資料:宇城市人権に関する市民意識調査(2019年度)

10 外国人の人権について

現 状

国際化の進展に伴い、外国から留学・就労等による一時滞在者のみならず、結婚等により永住する人々も増加していますが、就労差別や入居・入店拒否など日常生活において差別事例が発生しています。こうした中で、差別的言動のない社会の実現のため「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が2016年6月に施行されました。

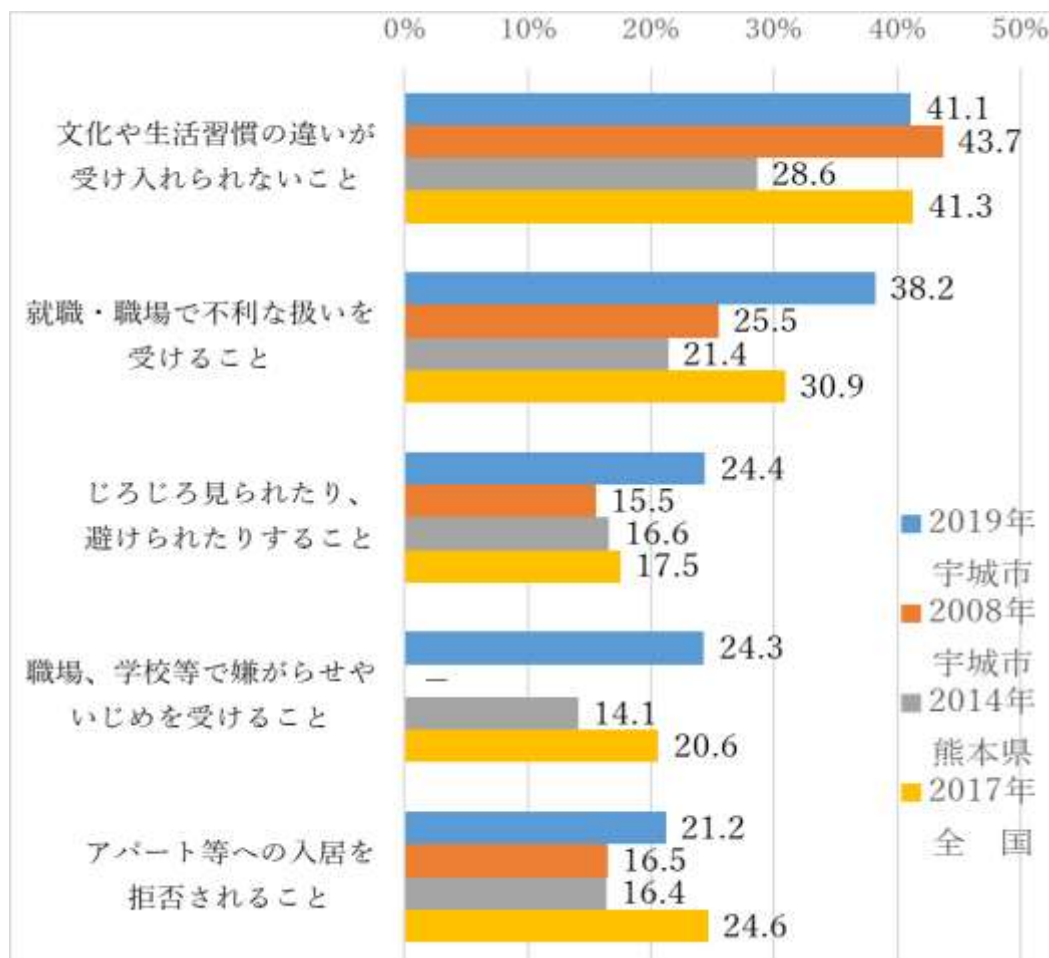
意識調査においては、「文化や生活習慣の違いが受け入れられないこと」が問題とされており、外見による外国人への差別があるとの意見も聞かれます。また、外国人の人権を守るために必要なことについては、「外国人との交流を増やすこと」や「外国の文化や生活習慣などへの理解を深めること」が多くなっています。

課 題

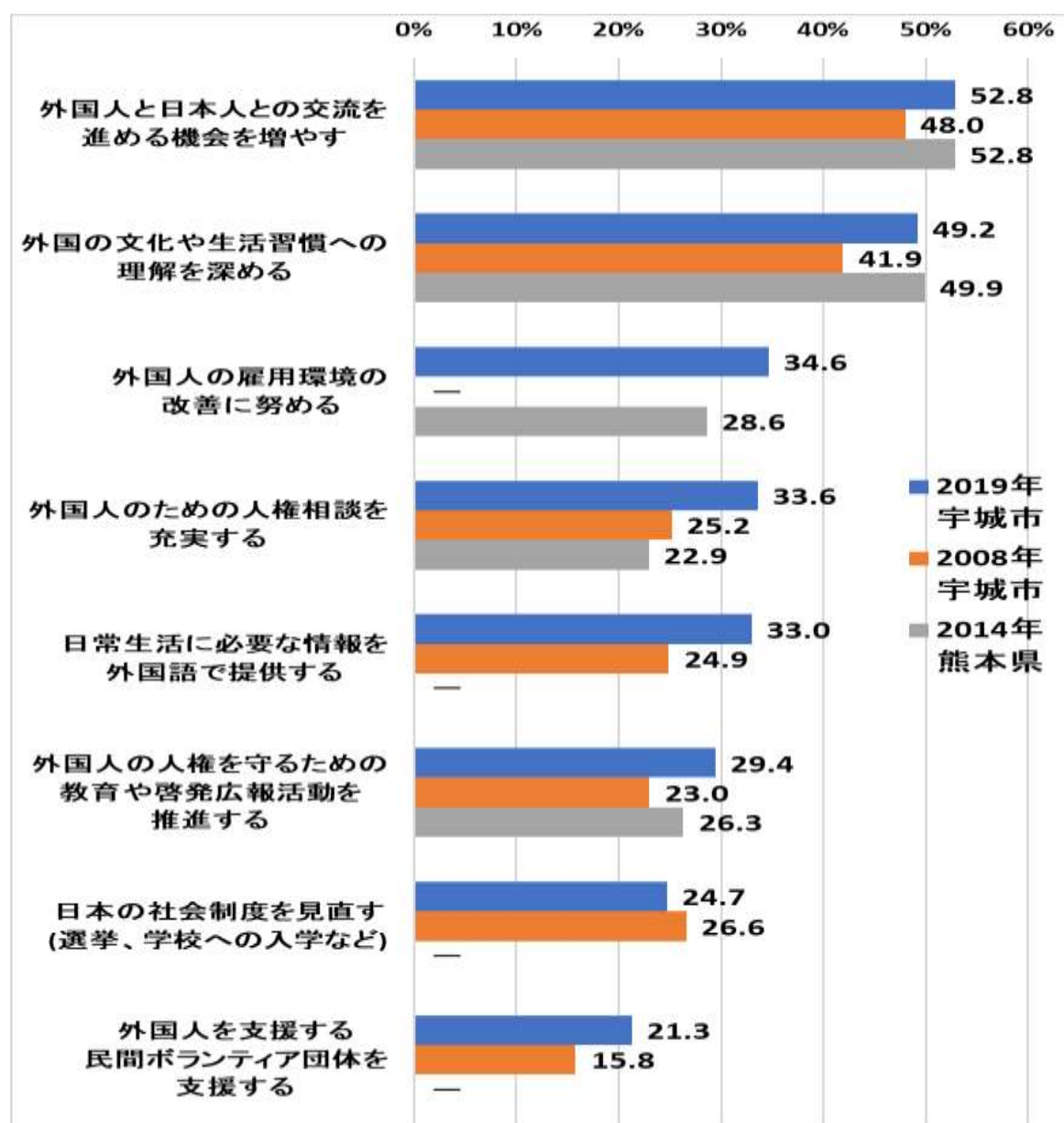
本市における在留外国人数は2020年4月1日現在で630人となっており、住民基本台帳制度がスタートした2012年7月時の214人から技能実習を主として増加傾向にあります。

外国人との交流を通じて、外国の文化や生活習慣などへの理解を深める取り組みを充実させ、外国人の人権についての関心をより一層高め、国籍や民族などの異なる人々が、違いを認め合い、尊重し、ともに生きていく「多文化共生の地域づくり」を進める必要があります。

<外国人に関することからで、問題があると思われるもの(上位5位)>



<外国人の人権を守るために必要なこと>



資料:宇城市人権に関する市民意識調査(2019年度)

11 犯罪被害者等の人権について

現 状

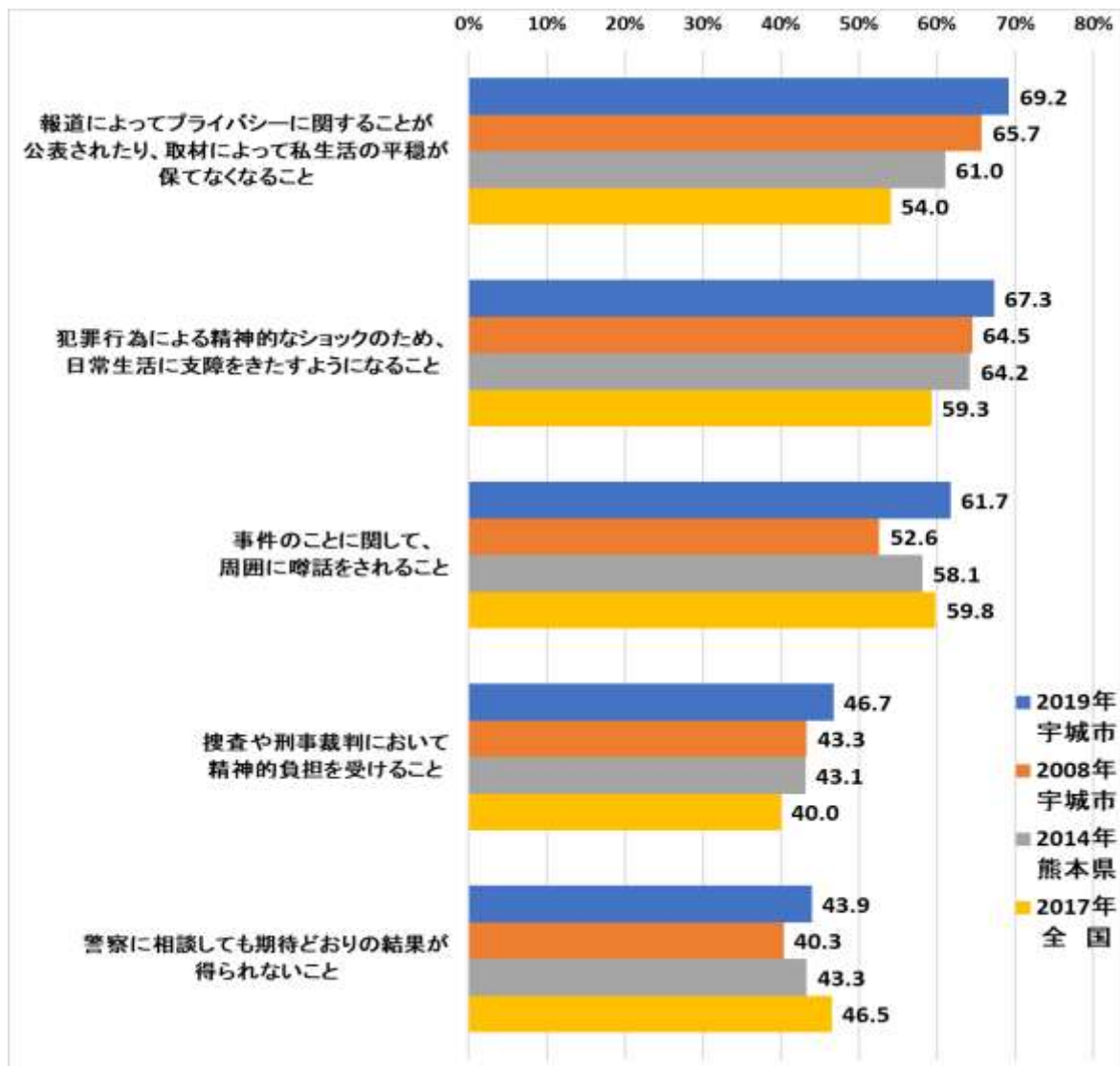
犯罪被害者は犯罪等による直接的な被害のみならず、その後に生じる精神的な被害や治療費の支出などに伴う経済的な被害を受けます。さらに、周囲の人の言動、報道機関による取材及び報道により二次的被害を受け、苦しんでいる状況があります。また、その家族や関係者も、直接的な被害とともに、それに付随する精神的、経済的被害など、さまざまなストレスに苦しんでいる状況があります。二次的被害の防止・軽減及び回復並びに再被害の防止に向けた取り組みを強化する必要があります。

意識調査においても、「報道によるプライバシーの侵害」や「犯罪による精神的なショック」や「周囲の噂話」などの人権侵害が起きていると考えられています。

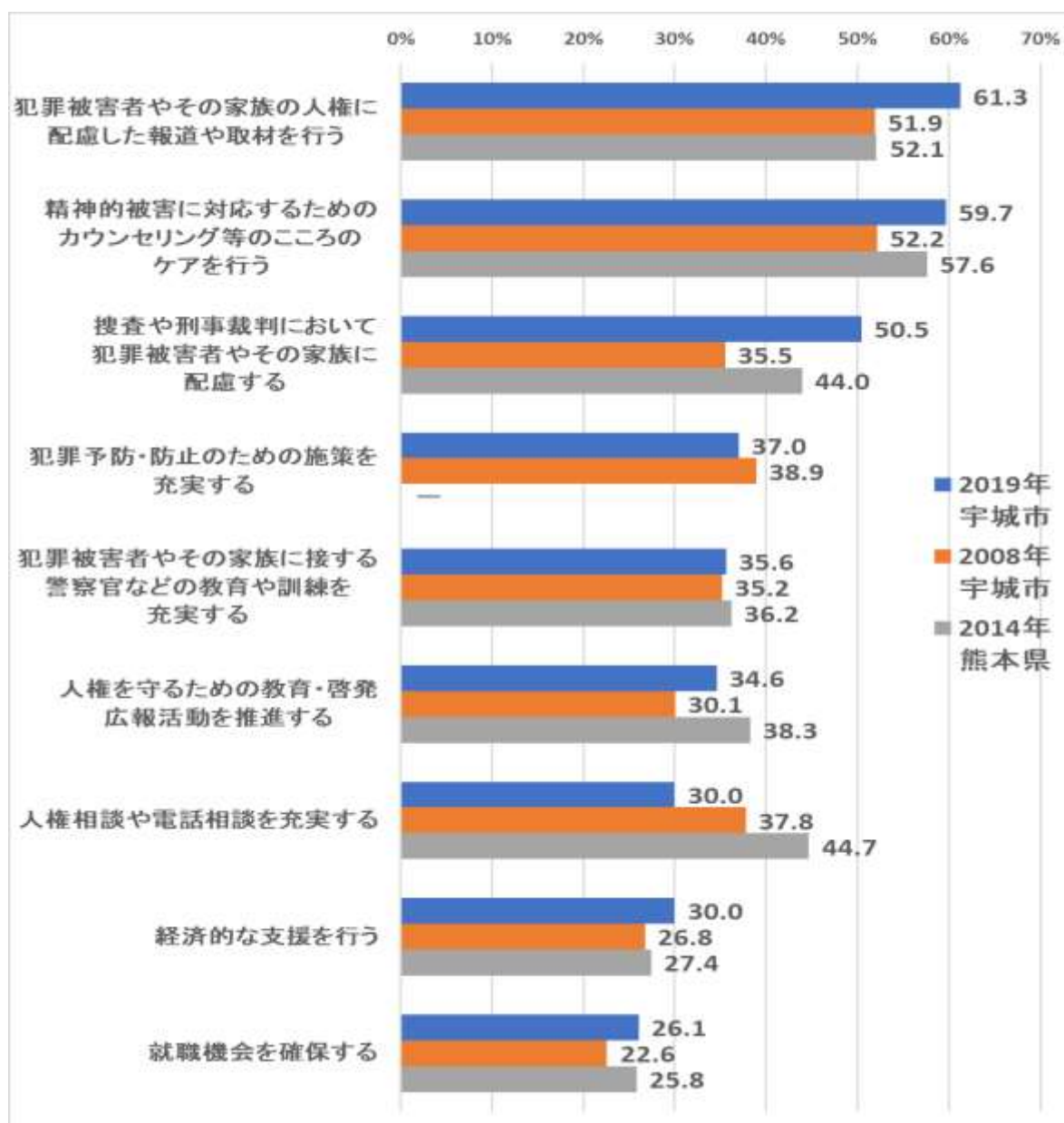
課 題

犯罪被害者等の人権を守るためには教育・啓発・広報活動を推進する必要があります。また、「犯罪被害者やその家族へのカウンセリング」や、「人権に配慮した報道」、「精神的負担を取り除くための相談窓口」が必要です。

＜犯罪被害者等に関し、どのような人権問題が起きていると思うか(上位5位)＞



＜犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと＞



資料:宇城市人権に関する市民意識調査(2019年度)

12 インターネットによる人権侵害について

現 状

情報化社会の進展に伴い、インターネットは、情報の収集・発信、コミュニケーション手段として私たちの生活を飛躍的に便利なものになりました。インターネットはおとなのみならず子どもたちにとっても身近なものになっています。その反面、匿名性、情報発信の容易さから今まで考えられなかった事件や犯罪、人権侵害や名誉毀損(めいよきそん)、差別書き込み、個人情報流出、迷惑行為などが頻発し、大きな社会問題となっています。国は、2018 年 2 月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を一部改正し、有害な情報から青少年を守る対策を取っています。

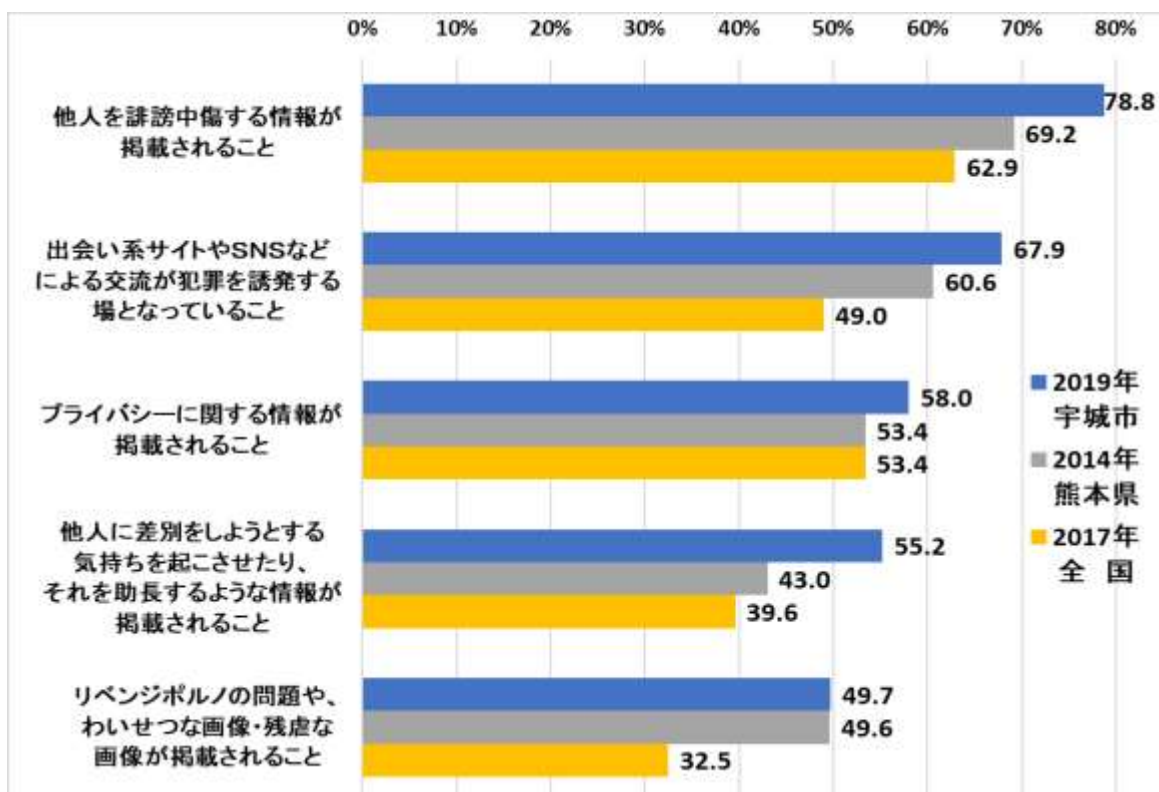
意識調査では、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が高く、市民のインターネット社会の人権問題に対する関心が高まっています。市民一人ひとりがインターネットの利点と危険性を踏まえ、不特定多数の人が閲覧していることを常に意識しなければなりません。また、他人を傷つける情報や間違った情報を掲載しないなどルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発を推進する必要があります。さらに、人権侵害にあった場合のプロバイダーへの削除要請などの対処方法や相談体制づくりが求められています。

課 題

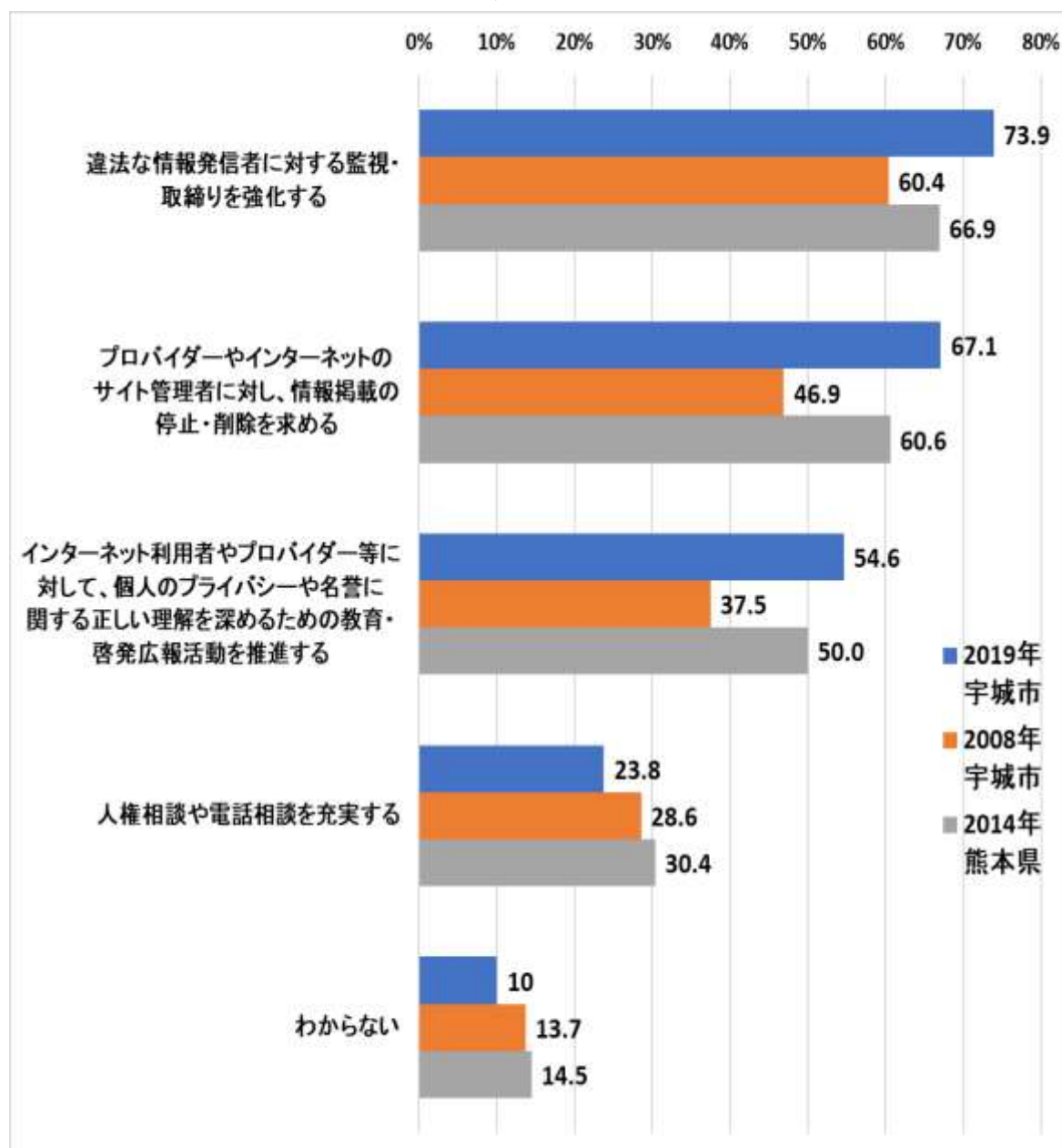
関係機関と連携のもと、人権侵害に至ることがないように情報制限、個人のプライバシーや名誉に関する教育・啓発活動を進めることが求められます。

また、情報社会において適切な行動ができるよう、情報モラルの向上に取り組む必要があります。

＜インターネットによる人権侵害についてどのような問題が起きているか(上位5つ)＞



<インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと>



資料:宇城市人権に関する市民意識調査(2019年度)

13 さまざまな人権問題について

前述の11項目以外にも、さまざまな人権問題が存在しています。

これらの人権問題についても、差別と偏見を解消するため、さまざまな場で引き続き教育や啓発活動を進める必要があります。

(1)性同一性障がい者等をめぐる人権

WHO(世界保健機関)の国際疾病分類で精神障害と分類されている「性同一性障害」は、2022年発効予定の改訂版では精神障害から除外されることとなりました。2004年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、性同一性障がい者であって、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。2008年の改正により、さらに変更条件も緩和されましたが、偏見による精神的苦痛や、社会参加への障壁など、差別や偏見が解消されたわけではありません。

また、異性愛者以外の同性愛者や両性愛者等の性的指向を持つ人は、少数であるがために正常と思われず、興味本位で見られるなど、差別や偏見を形作る原因となっています。

意識調査からも性同一性障がい者等(LGBT)に関する人権問題として、差別的な言動をされたり、さまざまな場面での嫌がらせやいじめ、不利な扱いをされるなどの問題が起きていると思う人が多いことがわかります。

今後も性同一性障がい者等への正しい理解や、性についての多様性があることへの理解を深め、性的少数者の人権を守るとともに、誰もが自分らしい人生を送ることができる社会の実現を目指す必要があります。

(2)刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、本人に更生の意欲があっても、人びとの意識の中に根強い差別意識や偏見があり、就職に際しての差別や居住等の確保の困難など、現実には厳しい状況にあります。

意識調査からも「誤った認識や偏見があること」「さまざまな場面で不利な扱いを受けること」という人権問題が起きていると思う人が多いことがうかがえます。本市でも、保護司の協力のもと更生への支援や啓発活動に取り組んでいますが、今後も刑を終えて出所した人等が社会復帰できるように、偏見・差別意識解消に向けた人権教育・啓発の取り組みが必要です。

(3)北朝鮮当局による拉致問題

2006年6月に「拉致問題とその他北朝鮮当局による人権侵害への対処に関する法律」が施行されました。北朝鮮当局による拉致問題は当事者やその家族だけでなく、日本国民に対する重大な人権侵害問題です。その実態を解明し、抑止を図ることが求められています。

意識調査においても、多くの人が「拉致被害者本人やその家族が居住の自由を奪われる」、「不自由な生活を強いられている」と考えていることがわかります。

今後も拉致問題については、その解決に市民一人ひとりの声が大きな力となるため、関心と認識を深めることが求められます。

(4)アイヌの人びと

2019年5月、差別の禁止等を定めた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。これまでもアイヌ民族が先住民族であることは認められていましたが、アイヌの人びとに対する理解が不十分なため、今でも結婚や就職などの場面では差別が存在しています。

意識調査でも多くの人が「アイヌの人々に対する人権問題についてはわからない」と回答しているように、アイヌの人びとに対する理解が不十分であることがうかがえます。

アイヌの人びとの問題は、他の少数民族に対する偏見・差別の問題にも結びつくものです。

今後もアイヌの人びとが置かれている現状を認識し、また、少数者であることを理由に独自の文化、習慣を否定することがないよう、一人ひとりが民族としての歴史、文化、伝統への理解を深めていく必要があります。

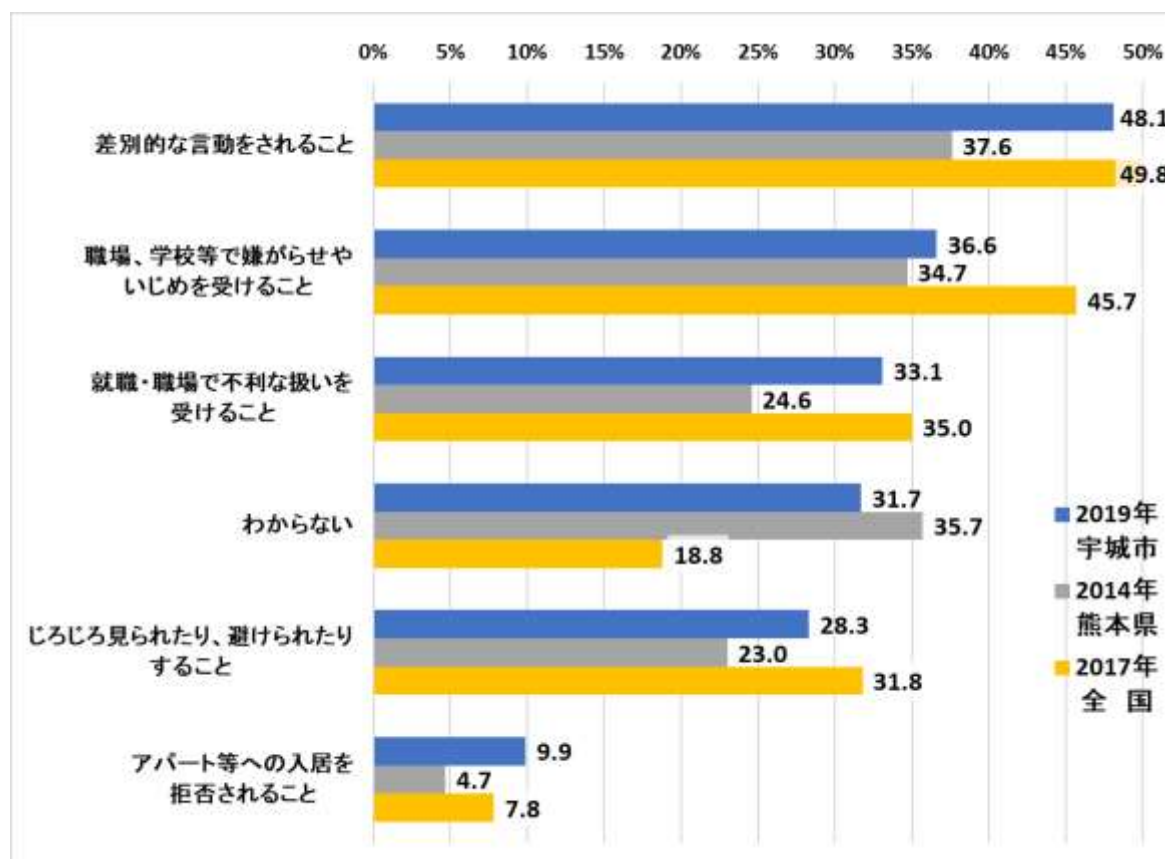
(5)ホームレスの人びと

2002年8月、国は「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」を施行し、2017年6月にはその期限を10年間延長し、「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」を定めました。やむを得ない事情でホームレスとなった人びとは、偏見・差別の対象となることが少なくありません。また、嫌がらせを受けたり、暴行される事件がたびたび発生しています。

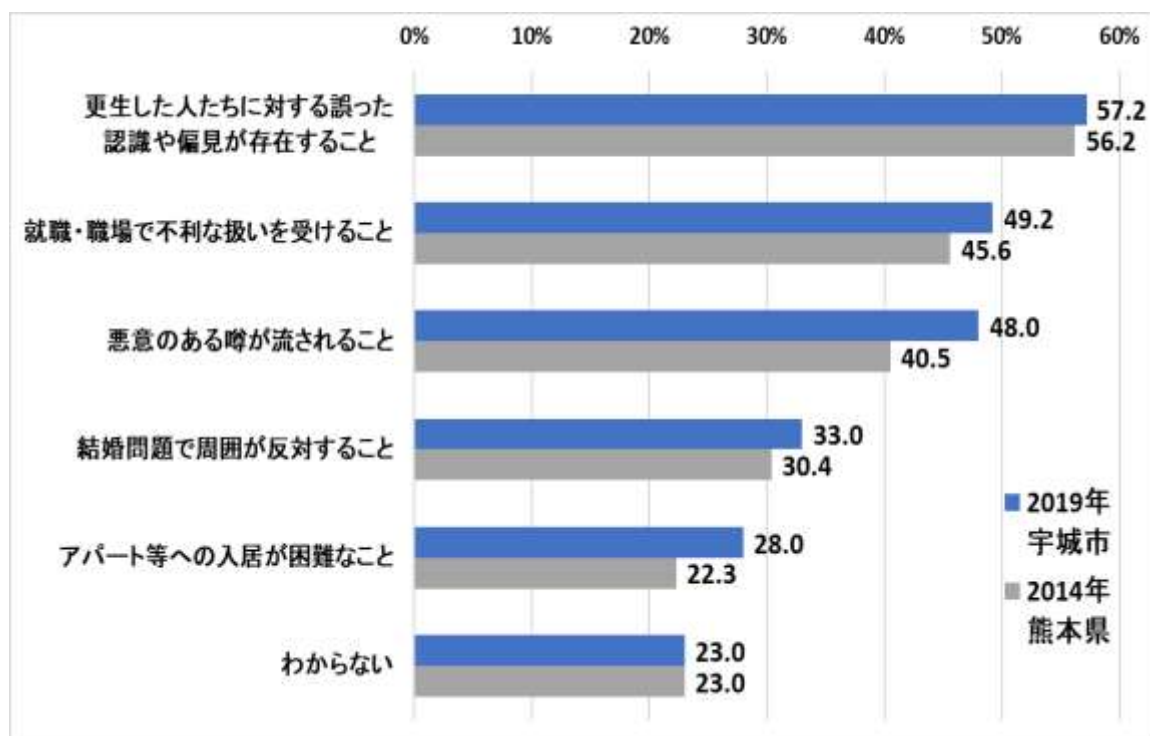
意識調査でも、ホームレスの人びとに対して起きていると思う人権問題については、「経済的に自立が困難なこと」の割合が最も高く、「差別的な言動をされること」の割合も少なくありません。

今後も、ホームレスの人びとに関する問題は個人の責任に帰すのではなく、社会全体の課題として考え、差別や偏見の解消に向け、地域市民の理解や協力を深めていく必要があります。

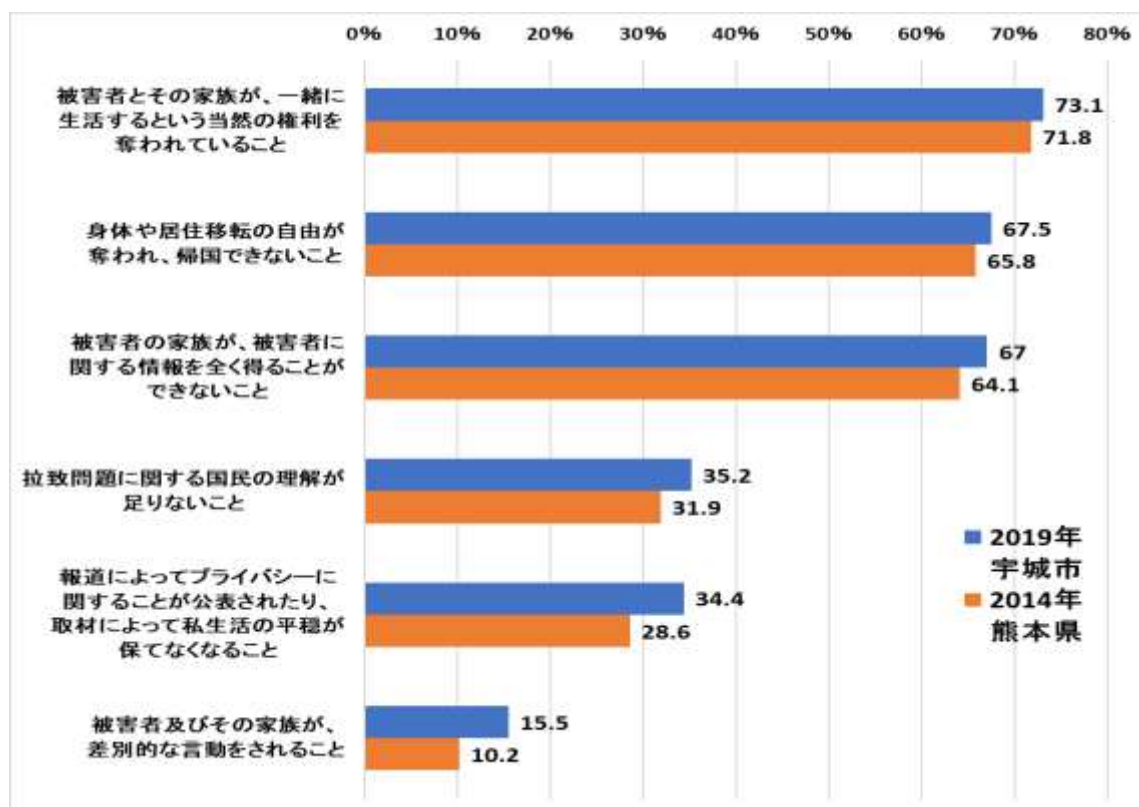
<(1)性同一性障がい者等(LGBT)に関してどのような人権問題が起きているか>



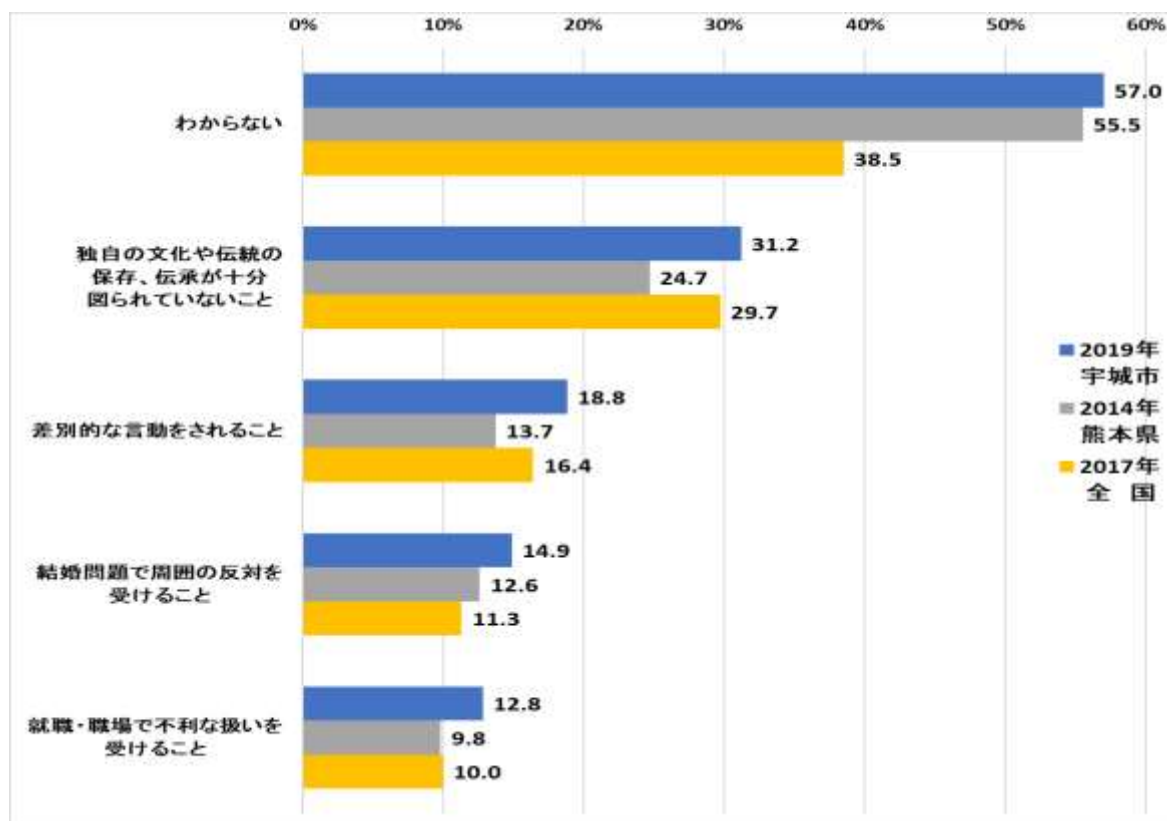
<(2)刑を終えて出所した人等の人権に関してどのような人権問題が起きているか>



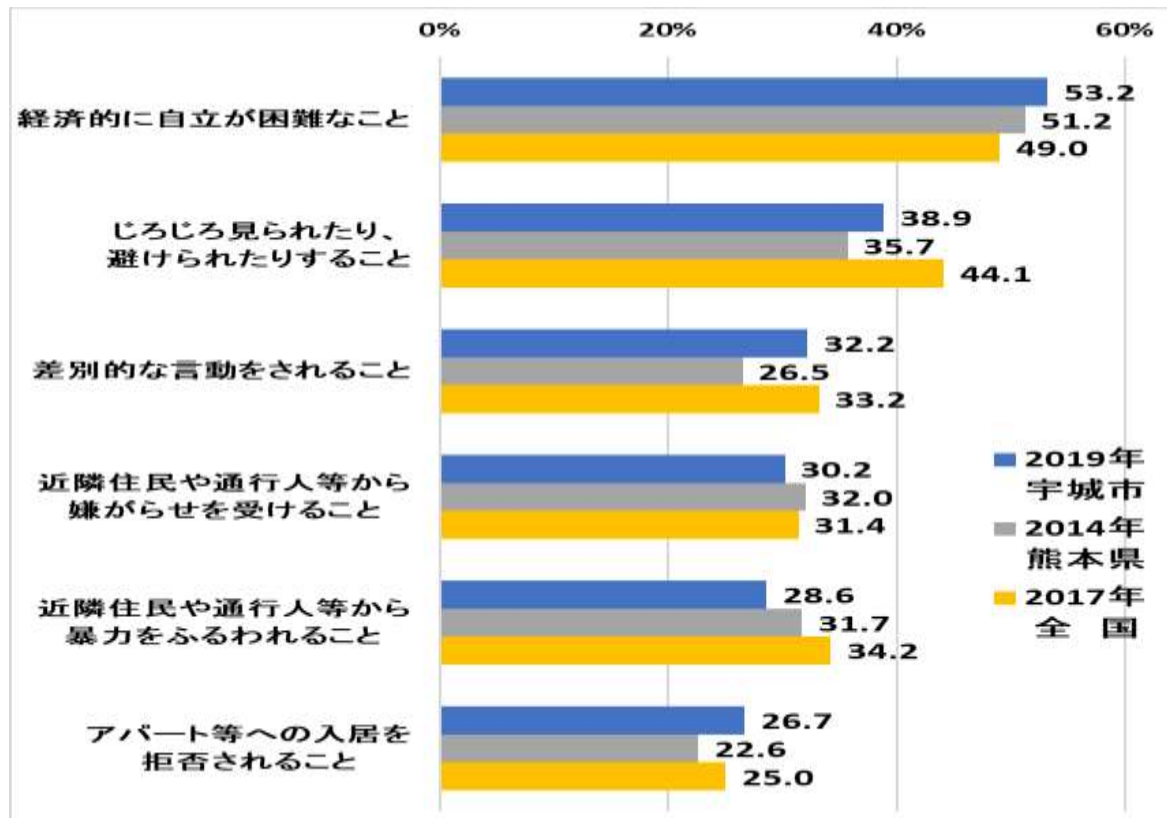
<(3)北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族に関して人権侵害についてどのような問題が起きているか>



<(4)アイヌの人びとに関してどのような人権問題が起きているか>



<(5)ホームレスの人びとに関してどのような人権問題が起きているか>



資料:宇城市人権に関する市民意識調査(2019年度)

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 人権同和教育・啓発の目標

人権同和教育・啓発の目標は、すべての人の人権と基本的自由が尊重され、すべての人がその個性を全面的に開花させることにあります。すなわち、すべての人が、出身や門地、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と尊厳を持った一人の人間として尊重され、だれもが幸せに安心して自分らしく生きることができるようなコミュニティを創造することにあります。

人権同和教育・啓発は、このような「人権尊重のまちづくり」の主体(担い手)を育成することです。人権について学ぶことは、そのための第一歩となります。

「人権尊重のまち」をつくりあげることができるかどうかは、市民一人ひとりの意識と具体的な行動にかかっています。豊かな人権感覚や、さまざまな人権問題に対する強い関心と積極的な態度、問題解決のための具体的行動につながる技能などを生涯にわたる学習によって育むことにより、「人権尊重のまち」をめざします。

2 大切にしたい視点

本市においては、以下の視点を大切にしながら人権同和教育・啓発の推進に取り組めます。

1 共生社会の実現に向けた人権同和教育・啓発

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し合える共生社会の実現をめざす取り組みを推進します。

2 生涯学習としての人権同和教育・啓発

人権同和教育・啓発は人の生涯にわたる学習活動であり、就学前教育や学校教育、社会教育などあらゆる機会を通じて人権について学習することができるような取り組みを推進します。

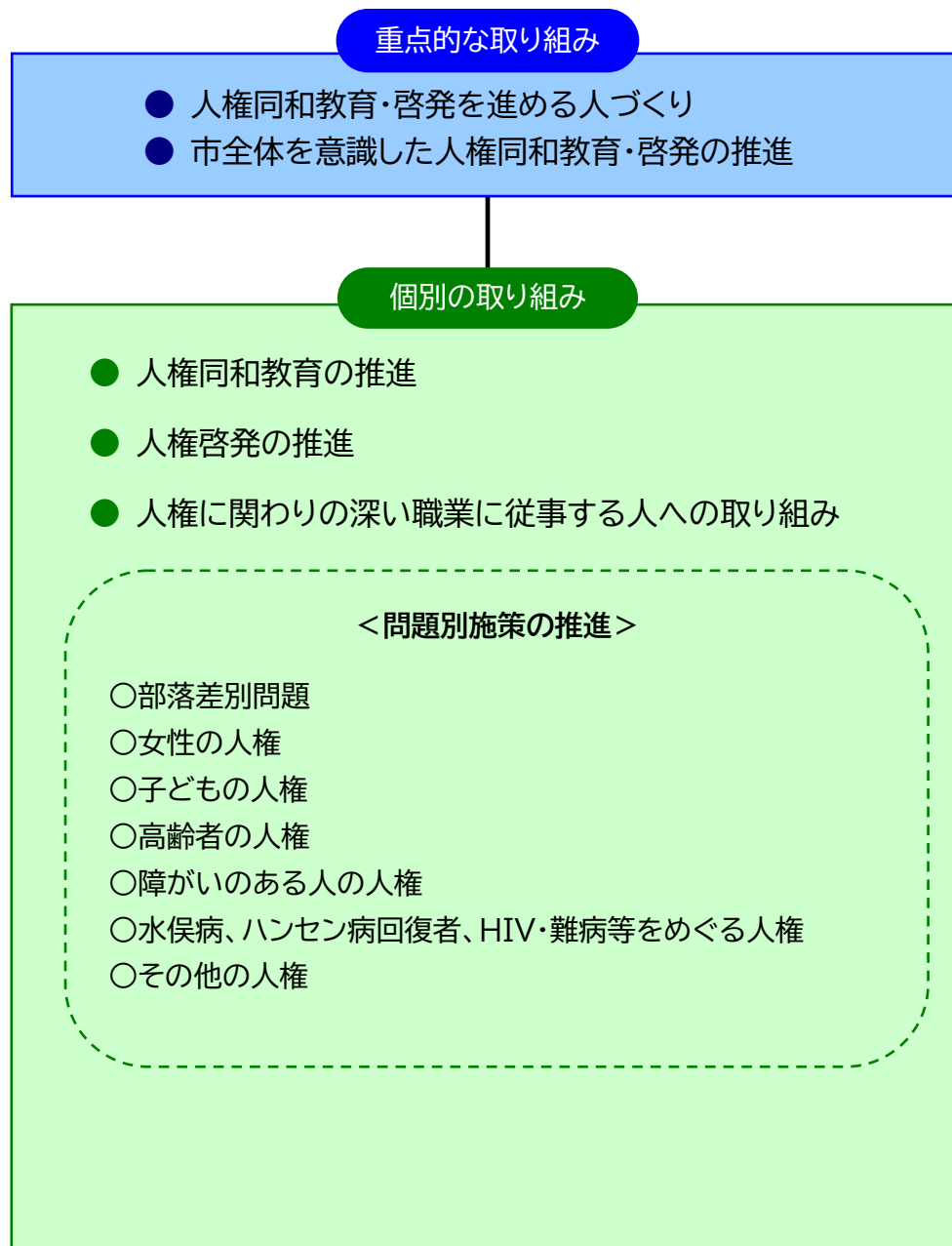
3 身近な問題から考える人権同和教育・啓発

日常の中での身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえなおし、人権問題の解決に向けて実践できる力を身につけることができるような取り組みを推進します。

第 4 章 人権同和教育・啓発の取り組み

1 取り組みの体系

取り組みの体系については、分野別施策すべてに共通するものとして、「人権同和教育の推進」「啓発の推進」「人権に関わりの深い職業等に従事する人への取り組み」があり、本市の人権同和教育・啓発の取り組み全体で特に重点的に取り組むことを「重点的な取り組み」と位置づけます。



2 重点的な取り組み

各種調査からうかがいがってきた現状・課題では、あらゆる分野における教育・啓発、広報活動の充実が求められており、これは本市の人権を取り巻く共通課題であるといえます。より広く人権同和教育・啓発を進め、充実を図っていくためには、人権に関するイベントや学習会などへの参加者が固定されがちであることや、各地域での取り組みに差がみられることなどへの対応が重要となります。

今後、これらの課題へ対応するため、行政と市民が協働のもと、あらゆる場や機会を通じて人権同和教育・啓発に関する取り組みを進め、市全体としての広がりを図っていく必要があります。そのため、基本計画における重点的な取り組みを以下に示し、その積極的な推進を図っていきます。

< ① 人権同和教育・啓発を進める人づくり >

さまざまなフィールドにおいて教育活動や啓発活動を行う人権リーダーの育成や、日常生活において人権意識を持った行動ができ、それを周囲にも伝えることができる人づくりを進めます。

■ 具体的には…

- ・各種団体・企業への啓発や行政職員等への研修を強化し、日常生活において人権の視点に立った行動や研修を通じて学んだことを周囲に伝えることができる人づくりを進めます。
- ・教職員に対する現地学習会を実施し、学んだことを子どもへ還元できる体制づくりに取り組みます。

< ② 市全体を意識した人権同和教育・啓発の推進 >

市で実施しているイベントや各種講座・学習会などに、より多くの市民が参加でき、人権同和教育・啓発の取り組みが宇城市全体として一体的に進めることができるよう努めます。

■ 具体的には…

- ・「パートナーシップ・フェスティバル」、市内5会場で実施されている「人権フェスタ in うきし」やその他のイベントについて、5地域のネットワークや連携を意識した企画の実施など、内容の充実を図ります。
- ・人権啓発の発信拠点である豊野町コミュニティーセンターの周知により広く市民の利用を促進するとともに、コミュニティーセンターで実施している各種講座や学習会についても各地域や関係機関と連携を図りながら多くの市民が参加できるよう工夫します。
- ・全市的に人権同和教育を推進するため、地域人権教育指導員を活用し、地域へ出向いた研修等の充実を図ります。

3 人権同和教育の推進

幼児期から高齢者まで生涯にわたる人権同和教育に取り組んでいます。

今後も、あらゆる世代に対して人権同和教育を実施できるよう、より効果的な教育手法の検討や、さまざまな場において教育活動を行うための人材育成に取り組めます。

(1) 就学前教育

■ 主な取り組み

取り組み	内容
就学前教育における人権同和教育の推進	保育園・認定こども園において、人やもの、自然とのふれあい、さまざまな遊びなどを通じて、人権を大切にする心を育てる就学前教育の充実に努めます。

(2) 学校教育

■ 主な取り組み

取り組み	内容
学校教育における人権同和教育の推進	○道徳の時間などにおける人権同和教育を通じて、さまざまな人権問題に対する理解を深め、子どもたちの豊かな人権感覚を育みます。 ○系統的な部落差別問題の学びの充実に図り、すべてのこどもの部落差別問題についての正しい認識を育てます。

(3) 社会教育

■ 主な取り組み

取り組み	内容
豊野町コミュニティーセンターにおける人権同和教育の推進	「ふれ愛学習会」、「コミセンKaTaRu宿」を開催し、人権学習を通して差別に負けない、差別を許さない子どもの育成に取り組めます。
社会教育における人権同和教育の推進	各地域の公民館で開催されている高齢者学級や女性学級において、人権に関する学習会や講話を行い、人権意識の高揚を図ります。
地域人権教育指導員の設置	地域人権教育指導員を設置し、各種研修会や学習会(出前講座等)の企画・指導や広報啓発を行い、部落差別問題を重要な柱とした全市的な人権教育の推進を図ります。

4 人権啓発の推進

豊野町コミュニティーセンターでの各種講座をはじめ、人権フェスタの開催などさまざまな機会を通じた啓発活動に取り組んできました。

市民一人ひとりが人権尊重の意義や重要性について、正しい知識を持ち、日常生活において自らの態度や行動に表れるようにすることを、人権啓発の目的としています。

今後もあらゆる媒体、機会を通じた啓発活動に積極的に取り組むとともに、イベントや学習会などへ多くの人が参加できるよう、情報提供の充実や実施方法の工夫に努めます。

■ 主な取り組み

取り組み	内容
豊野町コミュニティーセンターにおける人権部落差別問題への啓発の推進	○豊野町コミュニティーセンターの自主事業である各種講座やサークル団体の活動において人権学習を取り入れ、人権に関する認識を深めるとともに、意識の高揚を図ります。 ○「コミセンだより」を発行し、コミュニティーセンター事業の紹介・参加募集、相談事業の周知等に取り組むことで利用促進を図ります。
「人権フェスタinうきし」の開催	市内5会場で開催し、特別講演会や各学校等からの標語などの作品展示、人権子どもコーナーの設置、各学校からの出演などを通じて豊かな人権感覚を育みます。
各種団体・企業等への啓発	行政区長及び民生委員児童委員、市社会福祉協議会職員などの各種団体や、宇城市企業クラブ会員などの企業に出前講座の開催やDVDを貸出し、部落差別をはじめあらゆる人権問題に関する啓発を行います。
人権同和教育啓発資料の作成	市民の人権意識の向上を図るため、ポスターやカレンダーなどの効果的な啓発資料を作成・配布します。また、「市民意識調査結果報告書」及び「人権同和教育・啓発基本計画」の策定を行います。

5 人権に関わりの深い職業に従事する人への取り組み

今後も、職員一人ひとりが人権部落差別問題について理解と認識を深め、人権の視点に立った行動ができるよう、研修後や参加できなかった者へのフォローも含め、取り組みの充実を図ります。

■ 主な取り組み

取り組み	内容
市職員に対する人権研修の推進	人権尊重の視点に立った行政運営を推進するため、職員研修会を開催し、人権尊重意識の高揚及び部落差別問題の正しい理解と認識を深めます。
教職員等に対する人権同和教育の推進	研修会の開催又は各種研修会などへの参加を通じて教職員や保育士の人権意識の高揚を図り、人権に配慮した教育・保育に取り組むことで子どもが健やかに育つ環境づくりをめざします。
社会教育関係・保健福祉関係者に対する人権同和教育の推進	行政区長及び民生委員児童委員、市社会福祉協議会職員などの社会教育関係・保健福祉関係者に対し、部落差別をはじめあらゆる人権問題に関する啓発を行います。

6 課題別施策の推進

(1) 部落差別問題

豊野町コミュニティーセンターを中心に、各種講座や学習会、相談活動に取り組んでいます。部落差別問題に関する正しい理解と認識を深めるため、関係機関との連携を図りながら、全市民的な取り組みを進めます。

■ 主な取り組み

取り組み	内容
部落差別問題に関する啓発・学習活動の充実	○豊野町コミュニティーセンターを人権啓発の発信拠点として、各種講座や学習会及び現地学習、フィールドワークを開催し、部落差別問題に関する啓発・学習活動に取り組めます。 ○部落差別問題の解決に大きな役割を持つ学校教育において、その実態を踏まえ教材選びや指導案作成などの支援を通して、部落差別問題学習の推進を図ります。 ○市職員や学校職員などに対してさまざまな研修会・学習会を開催し、部落差別問題に関する正しい理解と認識を深めます。
相談体制の充実	豊野町コミュニティーセンターにおいて、就職困難者の就労相談をはじめ、生活全般に関わる相談への対応を行います。
関係団体との連携	関係運動団体との連携のもと、各種研修会や大会等へ参加し、部落差別問題への認識を深めます。また、活動の支援を図ります。
各種団体・企業等への啓発（再掲）	行政区長及び民生委員児童委員、市社会福祉協議会職員などの各種団体や、宇城市企業クラブ会員などの企業に対し、部落差別をはじめあらゆる人権問題に関する啓発を行います。

(2)女性の人権

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、各種講座やイベント、啓発活動などに取り組んでいます。しかしながら、依然として女性に対する差別や男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。すべての人が仕事、家庭、地域社会に参画し、生き生きと暮らせる男女共同参画が身近な問題としてとらえられるよう、あらゆる機会を活用し、広く取り組みを進めていきます。

■ 主な取り組み

取り組み	内容
男女共同参画に関する啓発	○男女共同参画週間にあわせ、市役所本庁ロビーにおいてパネル展や、パンフレットなどの配布を行い、市民への意識啓発を図ります。 ○広報紙にパートナーシップ通信のページを設け、イベントに関する記事や、DVなどの記事を掲載し、市民への啓発と意識向上を図ります。
パートナーシップ・セミナーの開催	男性の育児参加や女性の再就職支援など、男女共同参画についての知識・理解を深め、身近なものとしてとらえ実践できる一般市民向け講座を開催します。
パートナーシップ・フェスティバルの開催	男女共同参画をより身近に感じ、認識する機会として、講演会の開催や男女共同参画社会推進委員会による寸劇、各種展示を行い、広く一般市民に向けて啓発を図ります。
政策決定の場における男女共同参画の推進	女性人材リストの活用など、政策・方針決定の場へ女性が参画する機会を積極的に提供します。
各種団体・企業への啓発	セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント、男女差別のない男女共同参画社会づくりについて理解を深めるため、各種団体や企業と共催で出前講座、研修会を実施します。
男女共同参画推進事業者表彰	女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援など、男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業または団体を表彰し、その取り組みを周知することで他の事業者への啓発を図ります。
DV防止及び被害者への支援	警察や関係機関との連携のもと、DVに関する相談や支援に取り組めます。また、DV等により離婚して住宅がない母子に対しては母子生活支援施設入所措置などにより自立に向けて支援します。

(3)子どもの人権

児童センターでの各種子育て相談をはじめ、児童虐待や要保護児童への取り組みを推進してきましたが、ひとり親家庭の増加や経済的問題、保護者の精神的疾患等により、要保護児童となるケースが増加しています。今後、それに対応できる総合的な体制整備と、相談支援や地域の見守りによる早期発見・早期対応が必要です。また、不登校への対策についても、相談件数が増加していることから、継続した支援体制の整備が求められます。

さらに、子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、保護者だけが子育てに関わるのではなく、行政はもちろん、学校、企業、地域社会など市民一人ひとりがそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合い、社会全体で子どもの健全な成長を支えるための体制を充実させていきます。

■ 主な取り組み

取り組み	内容
児童虐待等の防止	○医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関との連携のもと、「要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」や実務者会議を開催するなど、組織的かつ専門的対応の徹底を図ります。 ○相談事業や保育・教育機関との連携、各種家庭教育講座などにより児童虐待の未然防止に努めます。
スクールカウンセラーの活用	児童生徒の不登校やいじめ、問題行動等の解消に向けて、専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを市内の小中学校に派遣し、児童生徒や保護者、教職員の教育相談にあたります。
不登校対策宇城っ子ネット	学校へ行けない状況が続いている子どもたちのために、不知火支所に教室を設置し、学力の補充やカウンセリング、レクリエーションを実施し、学校復帰(登校)をめざします。
「児童の権利に関する条約」の普及啓発	子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体者としてとらえることが重要であることから、「児童の権利に関する条約」の普及啓発に努め、市民意識の高揚を図ります。
保護者への啓発	PTAでの人権に関する研修の実施や、人権フェスタの実行委員としてPTAが運営に関わり、保護者への参加を呼びかけるなど、保護者に向けた啓発活動に取り組みます。

(4)高齢者の人権

高齢化に伴い、潜在化している高齢者虐待の増加も懸念されます。そのため、高齢者虐待防止法に関する周知をはじめ、高齢者の自立などに向けた就労支援、社会参加の促進に努める必要があります。

また、すべての高齢者が、一人の人間として尊重されるとともに、高齢社会を支える重要な一員として、生きがいを持って主体的に社会参加ができるようさらに人権教育・啓発を進めていきます。

■ 主な取り組み

取り組み	内容
高齢者虐待の防止	養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護を実施するため、「宇城市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」において各種団体等へ虐待防止、虐待通報等に対する意識啓発を行います。 また、広報紙等を利用し広く市民に啓発を行います。
高齢者の就労支援	ハローワークやシルバー人材センターなどとの連携のもと、高齢者の就業機会の開拓・確保・拡大に努めます。
社会参加の促進	老人クラブへの加入促進や活動支援による活動の活性化、世代間交流の促進により、高齢者の社会参加を促します。
認知症高齢者の権利擁護	関係機関との連携のもと、成年後見制度 ^{※7} や地域福祉権利擁護事業 ^{※8} などの権利擁護に関する制度・事業の周知と利用促進を図ります。

【用語解説】

※7 成年後見制度

認知症、知的障がい者など、判断能力が不十分な成人を支援するための法律上の制度。財産管理や契約などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法の被害にあうおそれがあることから、このような人々の保護と支援を目的としている。

※8 地域福祉権利擁護事業

福祉サービスの利用方法やお金の管理など、日常の生活に不安のある人に対して生活支援員が訪問・相談に応じ、必要な援助を行う事業。

(5)障がいのある人の人権

障がいのある人への理解促進、啓発活動などに取り組んできましたが、地域における理解・関心が希薄な現状もみられます。そのため、今後は行政区などの、より地域に近く、身近なところから啓発活動に取り組む必要があります。

また、「障害者差別解消法」を踏まえ、講演会や出前講座のほか、障がいのある人とないない人との交流を図るイベントの実施など、すべての障がい者の人権について、理解をより深めるためにさまざまな角度から人権教育・啓発に取り組めます。

■ 主な取り組み

取り組み	内容
障がいのある人についての理解促進・啓発	障がいに関する情報について定期的に広報紙等に掲載し、ノーマライゼーション※9意識を普及することで、正しい理解や認識を深めます。
障がい福祉サービスの充実	「障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人一人ひとりに応じた障がい福祉サービスの充実に努め、自立した生活を支援します。
障がいのある人の雇用促進	宇城市障がい者自立支援センターにおいて障がいのある人の就労相談や、体験実習の実施、企業訪問等を行うことで、障がいのある人の雇用促進を図ります。
相談支援体制の充実	相談支援センターこすもす、うきうき生活支援センター及び相談支援センターゆきぞのにおける相談支援や、電話相談などにより、障がいのある人やその家族の悩み等に対応し、解決を図ります。
発達障がい※10児等への支援	障がいのある幼児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うため、特別支援教育連携協議会を中心に関係機関との連携のもと、特別支援教育を総合的に推進します。 また、家族の心配や不安を解消するため、地域療育センターの活用を推進します。
交流・ふれあいの促進	施設訪問やイベントなどの機会を通じて、障がいのある人との交流・ふれあいの充実に努めます。

【用語解説】

※9 ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れることが当然であり、ともに生きる社会こそが本来あるべき姿であるという考え方。

※10 発達障がい

先天的なさまざまな要因によって主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいや、これに類する脳機能の障がいのこと。

(6)水俣病、ハンセン病回復者、HIV感染症・難病等をめぐる人権

啓発活動に取り組んでいますが、市民への周知は十分とはいえない状態であるため、今後は手法等も検討しながら、引き続き啓発活動に取り組めます。

■ 主な取り組み

取り組み	内容
正しい知識の普及・啓発	偏見や差別意識を解消し、理解を深めるため、広報紙やポスターなどを通じた啓発活動に取り組めます。
相談体制の充実	人権相談や専門的相談など相談支援体制の充実に努め、患者等の自立・社会参加への支援を行います。
適切な情報提供	患者等の自立・社会参加のために、専門相談窓口・支援体制等の情報提供を行います。

(7)その他の人権

近年の著しいグローバル化や高度情報化に伴い、外国人の人権擁護や情報社会における人権侵害の防止は今後ますます重要なものとなるため、学校等との連携を図りながら異文化への理解や情報モラルの向上に取り組む必要があります。

また、犯罪被害者、刑を終えて出所した人、ホームレスの人びと等に対しても地域の理解を促しながら人権擁護に取り組む必要があります。

■ 主な取り組み

取り組み	内容
国際理解教育・国際交流の推進	学校教育でのALT(外国語指導助手)による英語教育や、中学生を対象としたホームステイ事業、個人・団体での国際交流・研修への支援等を通じて、異文化理解を深めます。
犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発	犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進します。また、犯罪被害者等の人権侵害事案に対して関係機関との連携を図りながら対応します。
刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の解消等の推進	保護司へのサポートを通じて、犯罪をした者及び非行のある少年等の更生援助・更生保護を推進します。また、保護司を含めた『社会を明るくする運動宇城市推進委員』との連携のもと、「社会を明るくする運動」を通じて、犯罪の防止や啓発活動に取り組めます。
学校における情報教育の指導	学校における情報教育を通じて、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルに関する指導を実施します。

第 5 章 人権同和教育・啓発に関する推進体制

1 市の推進体制

基本計画の推進にあたっては、「宇城市人権教育推進協議会」及び庁内関係部署との連携・協力のもと、全庁を対象に人権施策の展開を図ります。

また、市民一人ひとりが人権部落差別問題を自分のものとしてとらえ、行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域がそれぞれの役割のもとに、基本計画を推進していくことが重要です。そのため、以下のような役割が十分に認識され、計画が実現されるよう取り組んでいきます。

□ 行政

基本計画を広く市民に周知するとともに、基本計画の取り組みを関係部課や関連機関との連携のもとに計画的に推進し、全市民を対象に人権同和教育・啓発を促進します。

□ 学校

児童生徒一人ひとりの人権を守るとともに、学校生活を通じてさまざまな人権問題に対する理解を深め、人権尊重に対する豊かな感性や実践力を持った児童生徒を育成します。

□ 企業・民間団体

すべての人への均等な雇用機会の提供や、公正な採用、ハラスメントを防止するなど人権が尊重される職場づくりに努めます。また、人権に関する研修などに積極的に参加し、社員の人権意識の高揚を図ります。

□ 家庭・地域

幼児期から豊かな情操を育むとともに、子どもとの会話をはじめ、家族同士の会話を通じて人権を尊重しあう家庭を築きます。

また、地域においては、さまざまな機会をとらえて人権に関する学習の場を設け、それらに積極的に参加し、地域住民の人権意識の高揚を図ります。

2 国・県・近隣自治体・関係団体との連携

本市の独自性を保ちながら、国・県・近隣自治体・関係団体との情報交換や連携を図ります。特に近年ではインターネットの普及によって問題が複雑化・巧妙化しているため市単独ではなく、連携が不可欠となってきます。

また、人権同和教育・啓発を効果的に推進するためには、社会全体での取り組みが必要であることから、関係団体等との連携・協力を図ります。

3 計画の進捗管理

基本計画の推進にあたって、人権施策の取り組みを把握し、点検を行う中で適正な進捗管理を図ります。また、人権に関する市民の意識を経年的に把握するため意識調査を実施し、その結果を教育・啓発に反映させていきます。

さらに、今後、人権部落差別問題を取り巻く国際的な動向や国・県の状況、社会的・経済的な変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行い、その結果を広報等で周知していきます。

資料編

1 世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に出選された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 日本国憲法(抄)

1946(昭和21)年11月3日公布

1947(昭和22)年 5月3日施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第二章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

(日本国民の要件)

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

(基本的人権の享有と性質)

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任)

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重)

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界)

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障)

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

(請願権)

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(国及び公共団体の賠償責任)

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

(奴隷的拘束及び苦役からの自由)

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由、国の宗教活動の禁止)

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の自由)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由)

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の生存権保障義務)

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償)

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止)

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権)

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権の保障)

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

(納税者の義務)

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

(法廷手続の保障)

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

(逮捕に関する権利)

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

(拘留・拘禁に対する保障)

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

(住居侵入・搜索・押収に対する保障)

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(拷問及び残虐な刑罰の禁止)

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

(刑事被告人の諸権利)

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

(不利益な供述の共用の禁止、自白の証拠能力)

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

(刑罰法規の不遡及、二重刑罰の禁止)

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

(刑事補償)

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第十章 最高法規

(基本的人権の本質)

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年(2000年)12月6日 法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

施行日：平成 28 年 4 月 1 日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十号及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を

要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

5 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

施行日：2016(平成28)年6月3日

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

6 部落差別の解消の推進に関する法律

施行日：平成 28 年 12 月 16 日

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

令和2年6月29日条例第33号

熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例(平成7年熊本県条例第18号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号。以下「法」という。)の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに相談体制の充実等について定めるとともに、結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第4条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第5条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 県は、国が行う法第6条の部落差別の実態に係る調査に協力するものとする。

(県民及び事業者の責務)

第7条 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。)の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他同和地区に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象(以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。)の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第8条 知事は、県民及び事業者に対し結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(規制)

第9条 事業者は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、自ら調査し、又は調査を受託してはならない。

(申出)

第10条 前条の規定に違反する行為の対象とされた者又は当該行為の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第11条 知事は、事業者が第9条の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反に係る行為を中止し、及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(解釈及び運用)

第12条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようになしなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

8 宇城市部落差別等をなくし人権を擁護する条例

2005(平成17)年1月15日条例第128号改正 2020(令和2)年9月25日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の基本理念並びに人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)その他差別の解消を目的とした法令の趣旨にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、女性、在日外国人等への差別など、あらゆる差別(以下「差別」という。)をなくし、人権擁護の意識を高め、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めなければならない。

(市の施策)

第4条 市は、差別をなくすため社会福祉の充実、教育文化の向上及び人権擁護の施策を総合的に推進するように努めるものとする。

2 前項の施策を推進するために、国、県及び各種関係団体と連携を図り、必要に応じて人権に関する調査を行うものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるための体制の整備に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権擁護の意識を高めるため、各種関係団体と連携し、人権教育の推進と啓発活動の充実を図り、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、差別をなくし、人権擁護に関する施策を推進するため、国、県、近隣自治体及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 市は、第4条に規定する市の施策の重要事項を調査審議するため、宇城市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年9月25日から施行する。

9 宇城市民憲章

平成 17 年(2005 年)11 月 17 日制定

ーフロンティアシティ・宇城ー

私たち宇城市民は、国際社会の中で輝くために、次のようなまちづくりを推進します。

- 1 お互いを思いやり、一人一人が豊かに暮らせる「人権」のまちづくり
- 2 豊かな自然を守り、健康で安全に暮らせる「環境」のまちづくり
- 3 知性を磨き、産業と勤労を促進して伸び行く「創造」のまちづくり

10 宇城市人権教育推進協議会条例

平成 17 年(2005 年)1 月 15 日

条例第 85 号

(設置)

第 1 条 宇城市における人権教育の推進を図るため、宇城市人権教育推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、宇城市における人権教育の円滑な推進を図る。

- (1) 人権教育基本計画の策定
- (2) 人権教育推進事業の決定
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種機関
- (2) 各種団体
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長 1 人副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数以上の同意により決する。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、宇城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)で行う。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 1 月 15 日から施行する。

(任期の特例)

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、合併後最初の委員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

11 宇城市人権教育推進協議会委員名簿

	役職名	氏 名	所 属 等
1	会長	守田 憲史	市 長
2	副会長	平岡 和徳	教育長
3	委員	本村 由紀博	中学校代表(豊野小中学校長)
4	委員	西島 研一	小学校代表(松橋小学校長)
5	委員	松田 立秋	行政区長代表者連絡会会長
6	委員	高橋 清勝	民生委員児童委員連絡協議会会長
7	委員	野田 秋信	老人クラブ連合会会長
8	委員	濱崎 壽子	地域婦人会連絡協議会会長
9	委員	山本 倫朗	PTA連合会会長
10	委員	旭 啓之	保護司会会長
11	委員	遠山 明美	人権擁護委員会会長
12	委員	清成 明美	公立保育園代表(豊野保育園長)
13	委員	岡村 謙一	企業クラブ代表
14	委員	岡 潤爾	部落解放同盟熊本県連合会 豊野支部長
15	委員	森川 松司	全日本同和会熊本県連合会 宇城支部長

(順不同・敬称略)

宇城市人権同和教育・啓発基本計画

発行年月 2021 年 3 月

発 行 熊本県 宇城市

編 集 宇城市 総務部 人権啓発課 人権啓発係

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85

TEL 0964-32-1111 / FAX 0964-32-0110